

*藤井源之進は岩崎常介の次男です。前年の嘉永七年一月に前髪を取っている(元服)ので、また十代前半と思われる。同年五月に三原浅野家の藤井佐内から婿養子の話が来ます。検討中に先方から病人なので急ぐよう申し入れられ承知します。佐内は六月二十七日に死去したため、翌日藤井家に入家して七月十九日には家督を相続します。しかし、藤井家には馴染めなかったのか、安政二年五月二日藤井家の義母が、彦右衛門に村上家に逗留して積古事(学問?)をさせてほしいと依頼され承知します。八月五日、彦右衛門は源之進を藤井家に帰すべきだと考え、実父の岩崎常介と協議した上、源之進を説得したようです。なお余談ですが、藤川毎登の次男に藤川乙次郎(おとじろう)がいます。この人は万延二年五月に三原浅野家の久留家へ養子に行きますが、村上彦右衛門は一時期養子にしようと考えていたこともあり、村上家へよく泊まるなど、親しい関係です。藤井源之進は九月までに音次郎と改名しますが、乙次郎と書く場合もあるので、「藤川乙次郎」と「藤井乙次郎」が同時期に存在し、大変紛らわしくなります。

◎五月三日

◇瑜伽定院准后(ゆかじょういんじゅごう)

*これは「瑜伽定院亮深(りょうしん)」という僧侶のようです。これが誰か、また「姫君様」とどのような関係にあるかを調べました。まず手始めに、

◇准后(じゅごう)：正式には准三宮(じゅさんぐう)、准三后(じゅさんごう)ともいう。朝廷において、太皇太后・皇太后・皇后の三后(三宮)に准じた処遇を与えられた者のこと。

*どうも格式の高い人のようです。

同(五月)二日 晴、休日

御三名様 生田・浅野

以手紙得貴意候、瑜伽定院准后様当三月廿九日遷化二付、姫君様御母方御叔父御定式之御忌服被為請候段江戸より申来候、此段為可申上如此御座候、以上

五月二日

瑜伽定院准后様遷化二付、今日より三日之間諸事穩便二仕、火之元別而念入候様被仰出候、此段可被相触候

但仕懸り之普請作事者不及用捨候、以上

五月朔日

〔御用役手控〕(三原市立中央図書館蔵上田家文庫)

*約一か月前、三月二十九日に遷化(高僧が亡くなることを、婉曲的に、かつ敬つていう語)していることがわかりました。

(安政二年三月)

二十九日 前大僧正亮深前大覺寺門主瑜伽定院○被近衛經熙男 遷化ス。廢朝三日。是ヨリ先、亮深、疾

篤キニ因リ、三宮ニ准ゼラル。

非蔵人日記 東坊城職長日記 廣橋光成日記 土山武宗日記 野宮定幹日記 武家書翰往來 日野家禮文留 久我建通日記 若王子殿役所日記 公卿補任 外禮言談

『維新史料綱要』巻二(東京大学出版会)

*瑜伽定院准后とは前大覺寺門主で瑜伽定院、前大僧正亮深のことで、近衛經熙

(このえつねひろ、一七六一〜九九)の子供であることがわかりました。近衛家は五摂家(ごせつけ)の一つで、經熙はその二五代当主、官位は従一位、右大臣まで進みました。

*大覺寺は京都にある真言宗大覺寺派の大本山で、門跡(もんぜき)寺院の一つです。門跡寺院には平安時代後期から皇族や公家などが代々入寺しました。皇室や公家の二、三男は勝手に分家することは許されていませんでしたので、嗣子となる以外は同格の家の養子に迎えられなければ、仏門に入るしかありませんでした。門跡寺院はこれら貴族の子弟を受入れる役割を果たしました。門跡職は叔(伯)父から甥へ、さらにその甥へと相続されることが多いようです。

◇姫君様：広島藩主浅野斉肃(なりたか)の正室で、將軍徳川家斉の二四女末姫(二八一七〜七二)。

◇「頭（とう）」と数える魚は大型魚です。瀬戸内海で捕れる大型魚とは？鯛？

一般的に銀一匁は約二千六百円なので、一頭当たりの値段は約七千八百円です。

◎五月八日

◇藤川毎登…

*藤川家は東城浅野家の与力二家の一つで、家格の高い家です。「村上家乗」を書き始めた村上勇藏は、東城浅野家の家司にまで出世しましたが、男子がいなかったので、藤川家から藤次郎を養子に迎えます（家督を譲る前に死去）。当時毎登は用達役で、知行高は二三〇石。彦右衛門は「村上家乗」に広島藩士以外では藤川毎登と水谷又左衛門だけ「殿」を付けています。

◇不念（ぶねん）：①気づかないで残念なこと。考えが足りないこと。不注意なこと。また、その事柄やそのさま。落度。過失。②江戸時代の法律用語で、過失犯のうちの重過失を意味する語。予見できたのにかかわらず、不注意であった場合に用いられ、軽過失を意味する不斗（ふと）に対する語。

◇「叱り」：下の資料（『芸藩志拾遺』）によれば最も軽い刑罰です。現在の公務員の懲戒処分は、免職、停職、減給、戒告、訓告、嚴重注意です。「叱り」は嚴重注意に当たり、賭麻雀で検事長を首になった方よりも軽い処分です。従って、藤川毎登はそのまま用達役を継続しています（安政三年一月当時は出頭役）。しかし、この件には続きがあります。

○（五月十四日）水谷伯母君江、藤川毎登殿勤向兎角等閑多く、毎時御機色二触候様子二付、内々御異見方之義二付心付御咄申置也、右之義二付而者去ル八日三宅吉左衛門江も頼置候義有之也、

「安政三年六月十八日頭書」「同日御役替ノ一御出頭御免ノ藤川毎登
○（六月十八日）「今日藤川毎登殿四時御用召二而御出頭役御免也、其外も少々御役替有之、毎人殿二者何分勤事向何角兎角粗略多、思召二不被為叶候歟之御振合二而、右様之義与被致恐察、気毒成事也、右等之筋二付而者予も是迄度々御内論も申候得共、無是非事也、

○（安政六年八月十八日）「長

武左衛門忌明返礼、藤川毎登殿歎之返礼御入来、毎登殿二者四年振程に御出也

○（文久三年五月廿三日）藤川毎登殿差扣今夕御免被仰出也

*毎登は日常的に勤務が等閑（なござり）で、浅野道興の不興を買っていたようです。村上彦右衛門にとっては目上なので遠慮がちながら異見していましたが、聞き入れてもらえなかったようです。このため翌安政三年六月十八日に

出頭役を免職させられます。書かれていませんが同時に「差控」になったようで、以後親類の慶弔の集まりにも顔を出さなくなり。久々に顔を合わせたのが安政六年八月十八日のことでした。浅野道興から「差控」を許されたのはそれからさらにその三年後の文久三年五月二十三日のことでした。

閏刑

一切腹
但 某邸若くは某寺院に於て場を設け、監察をして之に臨ミ屠腹せしめ別に藩士に命して之を刎首せしむ、之を介錯と称す

懲治

一閉門
但 門を閉し及はすに謹慎せしむ、病起らば医を迎へて治療し、火災に際し居宅の危き時は転居を許す

一逼塞

但 閉門よりは其罰軽しといへとも、白昼其門を鎖し夜中は表門の潜り戸より總便に通用を許す、火災に際しては前に同し

一遠慮

但 門を鎖し潜戸を寄せ置き通行するを得しむ、病氣火災に際しては前に同し

一閉入（不届）

一小普請

但 宝暦六年四月六日小普請入の名目を新設せらる、之か擬律の罪状若くは其謹慎方等は詳かならず

一差控

但 徒士以上を之に処す、自宅に於て謹慎に止まる所なり、日教に長短あり

一叱り（不念）

但 其罰の稍重き者へは「急度御叱り」と宣告せらる

『芸藩志拾遺』第21卷 刑罰 刑法其一 刑名

『広島県史』近世資料編一

五月 大

○朔日、壬戌、朝曇り、後晴れ、薄暑。「当月予月番

受く也。「朝御乗馬へ罷り出る。「例時出勤、夕八時退く。「岩崎常介・

松本良伯・同玄順・辻清人等来たる。慈君今日お脚湯(あしゆ)成され候

処大分(だいぶ)御発汗に相成る。玄順は何分傷寒症の様に申す。尤も右御発

汗にて御熱勢(ねつせい)も余程挫(くじ)け申すべき由也。良伯も少々お熱屈し候由申す也。

「今日遠江様御家中丹羽四郎兵衛門人弓術稽古に来たり

候の由。夕御下へ罷り出で掛け卒(そつ)と見物に射場(いば)へ寄る也。左の通り七人。始めて逢う人五人也。

丹羽四郎兵衛

深町真喜太

西尾織衛

湯浅勝之助

野崎千之助

西尾幾馬

笠間新太郎

「夕御用向きこれ有り。お幟拝見旁々(かたがた)六丁目お館へ罷り出る。お幟御書

院お庭にお建て遊ばされ、殊(こと)の外(ほか)お賑々しく在らせらる也。お幟・四半共三本、

お槍対(ついで)、御道具にお目付槍、お打ち物・お持ち槍共五本、其の外に鯉幟(こいのぼり)

62頁

二つ、お床に御飾り兜一对、其の外御到来の御床幟・飾り槍等彼是

お賑々しき御(おん)事也。「今日六丁目お付き老女瀬川(せがわ)より文(ふみ)にて、

市松殿お初幟お内祝い遊ばされ候由にてお粽十一本頂戴

仰せ付けらる也。廟(びよう)につぐ。「森岡後室夜前以来風邪にて困られ候由

に付き卒(そつ)と見舞い、夜に入り帰る。

【頭書】「朔日(ついたち)／入梅(にゅうばい)

○二日、癸亥、晴れ、薄暑。「朝御用向きにてお館へ出る。

「岩崎常介入来。源之進義暫く逗留。稽古事等致させくれ候よう

藤井母の方より頼みに付き、弥々(いよいよ)引き受け、暫く逗留致させ候事に治定致し候趣き

相咄(はな)し候由也。「朝良伯来診。慈君今日は些かは御食事も成され、

能き方也。何分時々嘔噦(おうえつ)のお気味これ有り。御難義也。「渡辺四郎右衛門

入来の由。二宮五礼右同じ。「堀尾より見舞使来たる。辻より同断。見舞い

として着(さかな)贈らる。「夜長喜三太見舞の為め来たる。

○三日、甲子、晴れ、朝涼しく、後蒸す。「瑜伽定院(ゆかじょういん)准后(じゅごう)様薨

去(こうきよ)に付き、三日の間諸事穩便の御移檄昨日出る。尤も朔日の日付け也。右は

姫君様お母方お叔父君の由也。「慈君夜半より今朝疔虫(いぼむし)

63頁

二つお吐き成らる。「昨朝森岡万之進來たる。幾之進を

市松殿御職拝見に連れ帰りくれ、夕方平次郎迎えに遣し帰る。

周防様御前へも召させられ、お菓子頂戴仕り候由也。「朝渡辺四郎右衛門へ

長州より帰り候歎びに行く。素読所講釈へ出席。「岡本主馬(しゅめ)殿来儀(らいぎ)。

予素読所出席中に付き、佐藤与三右衛門方へ行かれ候処、同人不快中、

達(たつ)て逢いくれ候よう申され候趣。予同方へ罷り出で、応対に及ぶ。「例時出勤

夕八時退く。「松本良伯朝夕来診。同玄順も夕方見舞い呉れ候也。

「長喜大夫室見舞いに来る。辻清人同断。「慈君今日も昼後

御嘔□「食偏に乞」(おうき)甚しく、お困り成らる。尤もお食事は少々は上がる也。「夕白雨、

雷鳴稍(やや)甚し。

○四日、乙丑、晴れ、薄曇、極夕雨、夜中暴雷(ほうらい)鳴る。

「朝例時出勤、夕八時退く。「夕お弓お相手に出る。並びに御乗馬へも

出る。「慈君今日よりは余程お宜しき御様子也。御嘔逆(おうぎやく)稀れ也。良伯

朝夕来診、「湯川新太郎・星野武平次・辻清人見舞入来、

「今日左(頭書か)の通り仰せ付けられこれ有り。

【頭書】「四日／一炮術師加役(ほうじゅつしかやく)／吉本恒之丞／毎歳金二両これを下さる／一／御側
(おそば) 詰め／日参(にっさん)／御役料銀百目(め)／格列唯今迄の通り／石井寿兵衛

64頁

○五日、丙寅、朝雨罷(や)む、後晴れ、涼し。「朝五時頃麻上下

着、御祝詞の為め罷り出る。お方々様へ御祝詞例の通り申し上げる。

「岩崎常介此の間入来。源之進逗留に相約し候段申し置き候に付き、卒と

見舞い旁々に参る。達て留められ酒出る。「辻清人祝詞の為め入来、酒出す。

「弓術へ夕方卒と出る。「大御目付中井出衛殿御用に就き罷り出られ候に付き

夕方お館へ出る。「松本良伯来診、慈君弥々(いよいよ)御快方の由申す也。

今日は御嘔吐の気味もなく、御食も少しは上がる也。「夕方玄順も

来診の由。「藤井源之進祝詞に来たる。「夕方渡辺へ囲碁の

約にて行く。跡にて酒出る。同方吉太郎当年職立て収めの由也。

「夕雷鳴 雨振り、涼し。」「六丁目様にて市松殿お初職に付き、同

御役三人申し値(あ)い、**軽き交肴(ませざかな)** 御内々昨日差し上げる。当時稠(きび)しき御省略の御場合には候らえども、御当家にてお職は誠にお珍らしき事にも

候故(ゆえ)、右様(みぎよう) 格別に差し出す也。交肴**三頭**にて代(だい)九匁也。

「旦那様今日御下城掛け六丁目御館へお出で遊ばされ候由。尤も此の節

お時殿御不例中故、お招き等在らせられ候にはこれ無く、只お伺いにお出で

65頁

遊ばされ候由也。」「今日三度程軽地震これ有り候由。

○六日、丁卯、晴れ、薄暮。「朝炮術稽古に出る。」「例時

出勤、夕八時退く。」「良伯来診、慈君昨今大分(だいぶ) お宜しき方(ほう)也。

「永井仲之介・小倉甚右衛門・石井寿兵衛見舞い入来。尤も寿兵衛は昨日

歎びに参り候謝也。」「堀尾・木野方見舞使い来ル。」「夕御乗馬へ出る。

○七日、戊辰、曇り。「朝会読に付き素読所出席。

夫(そ)れより出勤、夕八時過ぎ退く。」「常称廟御祥月忌(しょうつきぎ)に付き、朝西向寺へ参る。

「今朝地震有り。」「夕射術。「良伯来診。「夕脇本武兵衛

御用向きにて来たり、謁す。右に就き夕又御館へ出る。

○八日、己巳、雨、涼し。初めて梅雨の気色あり。「早朝御用

向きこれ有り。福山直衛・脇本武兵衛へ行き、謁す。」「午御機嫌伺いの為め罷り

出る。」「夕福山直衛御用向きに就き来たり、謁す。夫れに付き又々出勤、「夕七時

宅御用これ有り。佐藤与三右衛門不快中に付き、予申し達す。**藤川毎登殿不**

念(ぶねん)筋これ有り。お叱り也。」「今日は乗動(やくどう)にて眼腫(がんしゆ)痛み、終日困る。

松本良伯来診。「夕木野一馬見舞いの為め入来、酒を出す。

処大分御発汗ニ相成、玄順者何分傷寒症之様ニ申、尤右御発汗ニ而御熱勢も余程挫可申由也、良伯も少々御熱屈し候由申也、
「今日遠江様御家中丹羽四郎兵衛門人弓術稽古ニ来候之由、夕御下へ罷出掛卒与見物ニ射場へ寄也、左之通七人、始而逢人五人也」

丹羽四郎兵衛 深町真喜太 西尾織衛 湯浅勝之助

野崎千之助 西尾幾馬 笠間新太郎

「夕御用向有之、御職拝見旁六丁目御館へ罷出、御職御書

院御庭ニ御建被遊、殊之外御賑々敷被為在也、御職・四半共二本、御槍対、御道具ニ御目付槍、御打物・御持槍共五本、其外ニ鯉職ニツ、御床ニ御飾兜壹対、其外御到来之御床職・飾槍等彼是御賑々敷御事也、今日六丁目御付老女瀬川方文ニ而

市松殿御初職御内祝被遊候由ニ而御粽十一本頂戴被

仰付也、告于廟、「森岡後室夜前以来風邪ニ而被困候由

ニ付卒与見舞、入夜帰

○二日、癸亥、晴、薄暑、「朝御用向ニ而御館へ出ル、

「岩崎常介入来、源之進義暫逗留、稽古事等為致くれ候様

藤井母之方方頼ニ付、弥引受、暫逗留為致候事ニ致治定候趣

相咄候由也、「朝良伯来診、慈君今日者此者御食事も被成、

能方也、何分時々嘔噦之御気味有之、御難義也、「渡辺四郎右衛門

入来之由、二宮五礼右同、「堀尾方見舞使来ル、辻方同断、見舞

として肴被贈、「夜長喜三太為見舞来

○三日、甲子、晴、朝涼、後蒸、「瑜伽定院准后様薨

去ニ付、三日之間諸事穩便之御移檄昨日出ル、尤朔日之日付也、右者

姫君様御母方御叔父君之由也、「慈君夜半方今朝疣虫

ニツ御吐被成、「昨朝森岡方之進来、幾之進を

市松殿御職拝見ニ連帰りくれ、夕方平次郎迎ニ遣し帰ル、

周防様御前江も被為召、御菓子頂戴仕候由也、「朝渡辺四郎右衛門へ

長州方帰候歡ニ行、素読所講釈へ出席、「岡本主馬殿来儀

予素読所出席中ニ付、佐藤与三右衛門方江被行候処、同人不快中、

達而逢くれ候様被申候趣、予同方へ罷出、及応対、「例時出勤

夕八時退、「松本良伯朝夕来診、同玄順も夕方見舞呉候也、

「長喜大夫室見舞ニ来、辻清人同断、「慈君今日も昼後

御嘔(食十乞)甚敷、御困り被成、尤御食事者少々者上る也、「夕白雨、

雷鳴稍甚

〔四日〕

一 炮術師加役

吉本恒之丞

每歲金巻兩被下之

御側詰

一日参

御役料銀百目

格列唯今迄之通

石井寿兵衛

○四日、乙丑、晴、薄暑、極夕雨、夜中暴雷鳴

〔朝時出勤、夕八時退、〕夕御弓御相手ニ出ル、并御乘馬へも出ル、〔慈君今日方者余程御宜敷御様子也、御嘔逆稀也、良伯

朝夕来診、〕湯川新太郎・星野武平次・辻清人見舞入来、

〔今日左之通被仰付有之、
(頭書九)

○五日、丙寅、朝雨罷、後晴、涼、〔朝五時頃麻上_下

着、為御祝詞罷出、御方々様江御祝詞例之通申上ル、

〔岩崎常介此間入来、源之進逗留ニ相約候段申置候ニ付、卒与見舞旁ニ参、達而被留酒出ル、〕辻清人為祝詞入来、酒出ス、

〔弓術江夕方卒与出ル、〕大御目付中井出衛殿就御用被罷出候付

夕方御館へ出ル、〔松本良伯来診、慈君弥御快方之由申也、

今日者御嘔吐之気味もなく、御食も少し者上ル也、〕夕方玄順も

来診之由、〔藤井源之進祝詞ニ来ル、〕夕方渡辺へ囲碁之

約ニ而行、跡ニ而酒出ル、同方吉太郎当年職立収之由也、

〔夕雷鳴、雨振、涼、〕六丁目様ニ而市松殿御初職ニ付、同

御役三人申値、輕キ交着御内々昨日差上ル、当時稠敷御省略之

御場合ニ者候得共、御当家ニ而御職者誠ニ御珍らしき事ニも

候故、右様格別ニ差出也、交着三頭ニ而代九匁也、

〔旦那様今日御下城掛六丁目御館江御出被遊候由、尤此節

於時殿於不例中故、御招等被為在候ニ者無之、只御伺ニ御出

被遊候由也、〕今日三度程輕地震有之候由

○六日、丁卯、晴、薄暑、〔朝炮術稽古ニ出ル、〕例時

出勤、夕八時退、〔良伯来診、慈君昨今大分御宜敷方也、

〔永井仲之介・小倉甚右衛門・石井寿兵衛見舞入来、尤寿兵衛者昨日

歎ニ参候謝也、〕堀尾・木野方見舞使来ル、〕夕御乘馬へ出ル

○七日、戊辰、曇、〔朝会読ニ付素読所出席、

夫方出勤、夕八時過退、〕常称廟御祥月忌ニ付、朝西向寺へ参、

〔今朝有地震、〕夕射術、〔良伯来診、〕夕脇本武兵衛

御用向ニ而来、調、就右夕又御館へ出ル

○八日、己巳、雨、涼、初梅雨之気色あり、〔早朝御用

向有之、福山直衛・脇本武兵衛へ行、調ス、〕午為御機嫌伺罷

出ル、〕夕福山直衛就御用向来、調、夫ニ付又々出勤、〕夕七時

宅御用有之、佐藤与三右衛門不快中ニ付、予申達、藤川每登殿不

念筋有之、御叱也、〕今日者藥動ニ而眼腫痛、終日困ル、

松本良伯来診、〕夕木野一馬為見舞入来、酒を出ス

松本良伯来診、〕夕木野一馬為見舞入来、酒を出ス

平成2年10月6日

会員各位

古文書解読同好会
幹事 吉原 寛

古文書解読同好会例会再開のお知らせ

秋冷の候、会員の皆様にはご清栄のことと御慶び申し上げます。

さて、コロナの影響で永らくの休会、そして休会しつつ先生のご協力を得て資料のメール配信による独学の継続のご提案により、会の活動を継続してきました。この間、各班の役員の皆様におかれましては、大変なご苦勞をおかけいたしました。また、八田哲彦補佐には、資料配信メール事務局としてご奮闘いただきました。この場を借りて、改めて皆様のご協力に感謝申し上げます。この度、「ゴーツーキャンペーン」などにみられる「ウィズコロナ」の動きの中での「会館の会場使用制限の緩和」を受けて、会としての上乗せ対策を実施の上、例会再開をすることしました。ここに、皆さんにお知らせするとともに、ご協力をお願いいたします。

会場使用制限の緩和は、「1部屋84名までとし、テーブルの持込みによる席の増強は認めない」とするものです。会としては、熟慮の上、2部屋借り入れにより1テーブル2人とするることにより密状態の緩和をはかることとし、さらに、次のような対策を講じることとしました。

- ①換気を積極的に行うため、会員や講師へ寒冷期の防寒対策へのご協力を求める。
- ②マスクの着用を義務化する。
- ③熱のある人は出席できないこととし、会館から体温チェッカーを借り受け体温チェックを行う。
- ④独自に同好会の消毒液（アルコール）を準備する。

会員のみなさまには、何かと煩わしいが増えると思いますが、「役員・会員」全員で緊張感をもって、コロナと共に、日常生活としての古文書解読同好会例会を再開することについて、ご理解を賜りたいと思います。

なお、再開の時期は11月（第3土曜日）からとして、準備をさせていただいております。2部屋借り入れとしますが、テーブルの向きが逆となっていることから、会場設営当番の早出は従来通り継続とさせていただきます。

皆様には、健康に、古文書解読活動の充実に一層留意・精進され再開の日を迎えられますことを願いつつ、例会再開のお知らせとさせていただきます。

上田家家中の序列 (安政3年9月)

肩書	氏名
用人	吉田藤馬
同	福山直衛
同	河瀬喜和馬
組頭	深谷尚允
用人次席御奥重役	須藤並人
出頭上席知行所奉行	福山求馬
出頭上席歩行頭	大矢好左衛門
出頭	中村忠左衛門
同	栗原甚兵衛
出頭格側御用達	中川太左衛門
出頭番外	須藤幸之進
出頭格側御用達	山村静登
同	中川慎太郎
出頭格勘定奉行	丹羽正司
出頭	坪内糸之助
出頭格御奥重役	三好直登
出頭所詰	福山市之進
御次詰	本山十兵衛
同	岡 繁太郎
同	三宅春齡
御用所詰	中村幾之進
日付	伴 角馬
出頭所詰	添田勘右衛門
台所奉行	安井平治
吟味役	村井直馬
馬廻り	堀田孫右衛門
	水谷孫左衛門
	木野一馬外 10名
以下省略	

上田家文書「内記様御家督御改名被遊候御内祝御次第」(安政3年9月)

出頭です。「出頭」という役職のほか「出頭格」という格式があることがわかります。家中の中には役職とは別に、このような格式が定められ、当主との関係や日常生活において厳しい区別がありました。同様に、東城浅野家にも「小姓組格」、「知行格」という格式があったようです。

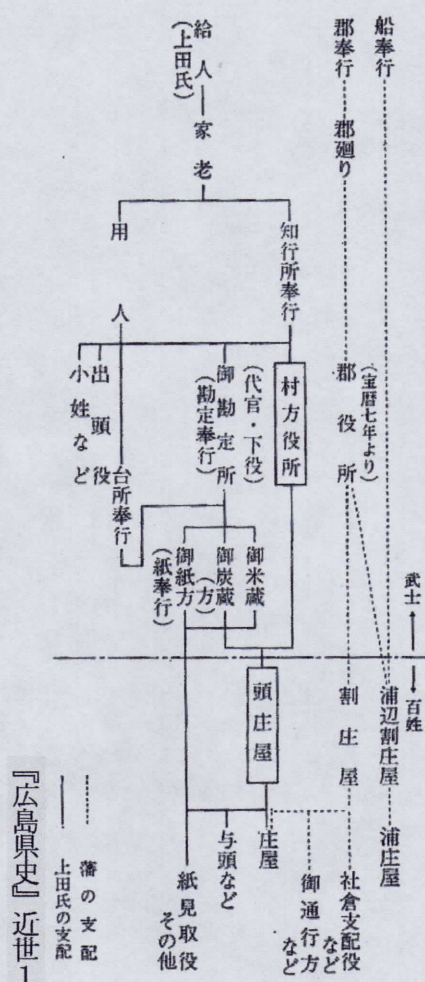


図62 上田氏知行所の支配系統

其方義役向出精、力を尽実体相勤、当時合柄別而厚致心配合満足候、依而格別を以別紙之通り申付候、弥以為宜相勤可申候
 (三原市立図書館所蔵上田家文書「御用役手控」安政二年五月、月番福山政義)
 *「出頭格」という語句は東城浅野家にはないので調べてみました。「出頭人」は、「江戸初期、幕府の老中や大名の家老などの職制が確立する以前に、將軍や大名の側近にあつて幕政や藩政に参画し、権勢を振るつた者。常時主君の前に出頭したので、この呼称がある。近習出頭人ともいう。一般家臣に対する出頭人の権勢の根源は、主君の寵愛を受けて君側に侍し、主君と家臣との間を取り次ぐところにあつた。(中略)老中や家老が成立した後も、側用人などの名で実質的に側近が権勢を振るう慣行は幕末まで残つた。」(平凡社『日本史大事典』)
 安政三年九月の上田家家中の序列表を作成しました。用人、組頭に次ぐのが

安政二年「村上家乗」参考資料(令和2・10)15
 ◎五月九日

◇丹羽正司：家老上田家士丹羽正司。子の正蔵は安政二年七月に木野一馬娘しげと婚姻(正式には七月だが、二月に引越済)。安政二年五月出頭格。村上家とも親類になつたので、昇進を知らせてきました。同五年九月出頭上席、知行所奉行・勘奉行兼帯。同七年二月九日に知行一〇〇石(役料三〇石)、用人見習、知行所奉行その儘兼帯、文久二年一月に二〇石加増され用人本役(役料五〇石)。六月に出頭格御側用達。元治元年八月隠居。

◇出頭格(しゅつとうかく)

出頭格 丹羽正司
 但中川慎太郎次席

一人 同人

◎五月十日

◇蕭々(しょうしやう) ……ものさびしいさま。(小学館『日本国語大辞典』)

◎五月十四日

◇御気色(みけしき) ……白物の外面の様子、有様。また、外見から受ける感じ。

〔外から観察することのできる、心の内面の様子、有様。①外からうかがうことのできる、感情の起伏、きげん。②心中にいたく考えを内々に示すこと。また、その考え。意中。意向。(小学館『日本国語大辞典』)〕

◇異見: ①他の人と違つた見解。異議。異論。異存。(小学館『日本国語大辞典』)

◇黒田(弥五左衛門) ……広島藩香取流槍術師範、黒田家の当主。

一九世紀初頭の槍の師家としては、宝蔵院流の佐久間弥七郎、兵法流の太田弥次右衛門、香取流の黒田八郎右衛門、佐分利流の島末藤藏、疋田流の小谷勇藏、清剛流の田辺幾衛の名が知られる倉田恒充「藩の武術」(『藩政』二一八)。また、流派は不明であるが藩士松山房次(七五九一八三、龍右衛門と称す)も槍の師範にあげられている。

このうち香取流は黒田弥太夫によって広島藩に伝えられた。安永・天明の頃、馬廻りを勤めた黒田弥太夫は、下総国飯篠村の香取大明神主家の飯篠修理について修業し、印可を受けた。彼は家中に指南するほか世子斎賢の師範となった。同流の印可は一人しか相伝できないことになっていたので、師家修理の子角馬は、とくに江戸藩邸で弥太夫から印可を受けている。弥太夫の子と思われる八郎右衛門は享和二年(一八一〇)に病死したが、斎賢は、黒田の家芸ではないがその技量は「御流儀」であるとして、とくに性三郎に伝えさせるため、三郎の伯父正次を後見としている。三郎はのち同流で名をあげた貞雄(一七九一—一八七〇、弥五左衛門)と思われ、藩主の師範となった。『広島県史』近世2

○(安政二年十二月朔日)「旦那様・出衛様今日御槍術御印可御相伝二付、黒田

弥五左衛門殿極早朝被罷出候二付出而及挨拶、(中略)「此度御両方様御槍術

御印可御相伝者、第一出衛様近來御家来中御自身御取立被成、格別二御執心

被為入御力候段弥五左衛門殿深被奉感心、不怪被忝狩、香取流印可者全体黒

田家二而者一子相伝与申程二重キ事二有之候得共、格別二御相伝被申上、出

衛様へ者弟子取立方之儀も御相伝被申上、全流儀を「分」(ワケ)而御護被申

上候趣意之由、当時日本二而者同流与申者下総国二而何と敷申家二有之与、黒

田家与両家限之由也、夫故当度二而三ツに相成候訳也、

*香取流の正式名称は天真正伝香取神道流。流祖の飯篠家直(号は長威斎、一三八七—一四八八)が厳しい修行の末に、鹿島・香取神宮の神職に伝承されていた剣術をもとに武道(剣術・槍術・居合・柔術など)の原型を体系化した。広島藩の馬廻り役であった黒田弥太夫は、下総国飯篠村に長威斎の子孫である飯篠修理のもとで修業して免許を受け、広島藩で香取流の師範となった。東城浅野家ではその子孫である黒田弥五左衛門を師範に迎えている。中でも出衛が「格別二御執心」であったため、弥五左衛門は感心し、同流は「一子相伝」であったにもかかわらず、安政二年十二月朔日、出衛に同流の免状を渡し、弟子も取れることになった。

◇筑前秋月藩: 筑前国秋月(福岡県甘木市)に藩庁を置いた五万石の藩で、福岡藩の支藩。初代藩主は黒田長政の三男長興で、当時の藩主は十代目長元。

◇名越□(糸扁貞) 蔵: 秋月藩士の武芸者か? 詳細は不明。

〔雑〕 27678 ナウ (集韻)直詁切 圍
ち。(集韻)緒、一曰、緒也。或は袖(9-27) 388(に作る。(集韻)緒、或作紐。

*十四日後半を要約すると次の通り。夕方黒田の多数の門人が東城浅野家の馬場で槍術稽古するので見物した。秋月藩の名越も来た。最近東城浅野家の家来も黒田の稽古場で稽古するのだが、黒田の門人は殊のほか親切で、少しもよそよそしい態度ではないようだ。ただし名越を(客分にて)留め置いているので経費が掛かり、門弟中も困っている。黒田先生からの頼みもあり、東城浅野家の家来も稽古に出るのだから、毎月銀二五匁ずつ内々に贈ることになった。これにより、ひとしお門弟中からの取持ち(接待、もてなし)もよくなった。

◇飯田又市: 広島藩の大坪流馬術師範。安政四年奥詰。

◎五月十六日

『大漢和辞典』(大修館書店)

◇打毬

*飯田又市の門弟が東城浅野家の馬場を借りて、打毬の競技をしたようです。講師はこのような馬術の競技があつたことを知りませんでした。

打毬 だきゅう

騎馬競技の一種。ペルシア起源のポロが東進して唐代の中国に入り、日本に伝わったとされる。「万葉集」巻六にみえる七二七年(神龜四)春日野での打毬が日本初見である。打毬は「まりうち」とよむ。もっぱら宮中の行事で左右楽を伴ってはなやかに催された。唐装束の騎手(多く舎人が務める)を二隊に分け、第三者が毬場に投入する一個の毬を、手にした曲杖で先にゴール(毬門)へ打ち込むことを競った。中国では毬門を毬場の中央に一つ立てる形と、毬場両端に對置する形との二形式が行われたが、平安時代の宮中でいづれをとったかは不明でない。打毬は鎌倉時代にはやみ、一八世紀前半徳川吉宗により武士の馬術奨励の意味から復活をみた。しかし復活した打毬は往古のものと同じではなく、騎馬の二隊は毬場の一端に並置(あるいは毬場両端に對置)されたそれぞれの毬門に、あらかじめ地上に並べられた各隊に属する一定数の毬を先に投入し終えることを競った。しかも、曲杖には、そこに毬を保持するためのネットを付してあつた。平安時代の毬一個を二隊が争う形は「あげまり」として行うこともあつたが、新ルールが主流をなし、土佐藩や八戸藩など地方でも行われ、明治維新後は宮内省主馬寮に受け継がれて今日に至る。平安宮中では打毬を徒歩で行うこともあり、さらに平安時代末には庶民の間に馬と毬門を用いない、より簡略化した*毬杖が生み出された。

圖 『古事類苑』遊戯部。

『日本史大事典』(平凡社)

寒川恒夫



打毬(原明見聞図説)

『日本国語大辞典』(小学館)

東城浅野家からは馬を提供しようですが、家中からは出場しなかつたようです。

◎五月十七日

◇不出来：辞書にはありませんが、ここでは危篤状態を指す言葉のようです。

◇吉辰(きつしん)：よい時、よい日、吉日。

*八月二十二日、慈君は妙慶院から「寿祥院光管明心大姉」という逆修果号(ぎやくしゆかごう：生きていくうちに予め死後の冥福を祈つて与えられる名号)を与えられます。なお、慈君が亡くなるのは明治十四年一月のことです。

◇脾胃虚(ひいきよ)：消化機能が低下した状態をいう語。

*脾臓は免疫機能や古くなった血液を破棄する役割を行う臓器ですが、漢方では、食べ物や飲み物を摂ることを通じて気・血(けつ)・津液(しんえき)を生み出す衷心的な臓で、脾でつくられた気や津液が心(しん)や肺に送られ、全身に広がる。脾は他にも血が脈外に出ないよう(出血しないよう)しっかりと保持したり、口や手足、そして筋肉(きにく)の動きや機能を支える、胃腸を含めた消化器機能全般を持つ存在と考えられています。(わかりやすい漢方薬解説・漢方理論解説) <http://www.ikwc.jp/cgi-bin/info/archives/28.html>

◎五月十八日

◇井沢元秀：東城浅野家医師。嘉永七年一月に父寿体が病死しているのに、その後家督相続したと思われれます。(村上家乗では「元秀」となっていますが、上田家文書では「玄秀」です。村上彦右衛門の間違いかもしれません。)

*この「井沢元秀失礼一件」では上田家で、責任者の高津心輔と当事者である御先歩行組三人が「御叱」の処分を受けています。

五月十九日夕七時

福山直衛於宅

御叱

高津心輔

昨十八日石風呂江御出之節、御途中豊後様御医師井沢玄秀義御行列之中江進ミ参り、御先歩行組方御医師中与申間候付、御先供相留、御下乗ハ不被遊候得共、御馬御留被成奉恐入候段、申出之趣達御聴候処不念之事二思召候、以来之義念入可申、此段申間候様二との御義二候

御歩行頭於宅

御叱

竹本茂右衛門・土井早太・中津豊三

昨十八日石風呂江御出之節、於御途中豊後様御医師井沢玄秀義御行列之中江進ミ参り御医師中与見違、姓名も不相尋二付申出候段甚不行届、不念之義二付右之通り被仰付候、以来之義厚心付可申候

右相応恐入申出候二付其段申上置候事

(三原市立図書館所蔵上田家文書「御用役手控」安政二年五月、月番福山政義)

*事件の経緯は次の通り。

家老上田主水が己妻村石風呂入浴のため、供を連れて本安橋(元安橋)を通りかかったところ、平伏せずに東城浅野家医師井沢元秀がその行列へ入ってきた。

御先歩行組(竹本茂右衛門・土井早太・中津豊三)がそれを広島藩医師と見間違ひ、姓名も尋ねないまま、そのように報告したため上田主水は下馬しなかつたが馬を留めてしまった。(「村上家乗」では、供が名前を尋ねたので「井沢元秀」と答えたと言ひ、食い違ひがある。)

江戸時代、供連れの行列が出会つたとき、上下関係の低い方が乗り物から降りて頭を低くし、道を譲ることになっていました。井沢が本当に藩医師であつたら、家老側が下馬して道を譲ることになっていたようです。しかし、上田家の御先歩行が見間違ひしてしまい、処分を受けました。それでは井沢元秀はどうなつたでしょうか? 上田家の高津心輔から東城浅野家目付の山崎右内へ次のような手紙が送られています。

豊後様御目付 山崎右内

受引 高津心輔

御用人中江 御用人口上三而

御安全可被成御勤珍重奉存候、就而者去ル十八日御途中二而其御元様江此方様御家来井沢玄秀儀御出候仕、甚御不作配失敬仕候二付、同人儀恐入相愼罷在候段申出候、此方様二も御気毒二思召候、依之御家法通り御咎メ被仰付候へ共、尚各様迄自共御挨拶申進候様被仰付候、宜御頼中候由

(中略)

一右二付左之通り御目付方申參ル草案御用所二而伺廻し置

山崎右内様

高津心輔

以手紙得貴意候、今朝者御出緩々懸御目大慶仕候、爾来愈御安全可被成御勤珍重奉存候、然者其節被仰聞候趣具二御用人共江申聞、申上も仕候処、段々被入御念儀二思召候、尤格別御咎之儀者不被為在候様と思召候御様子二御座候、右所之趣尚宜申進候様御用人共申聞候御旨被下、可然様奉頼候、此段乍略以書中如此御座候、以上

五月廿一日

(三原市立図書館所蔵上田家文書「豊後様御医師井沢玄秀此御方様江於御途中御失礼仕候扣」安政二年五月)

*「村上家乗」によれば、自分の非を悟つた井沢元秀は、上田家医師の三宅春齡(内済(ないさい):表向きにしないで内々で解決する)となるよう仲立ちを依頼しますが、上田家ではすでに文書で上に報告したため、成立しない見込みとなりました。そこで井沢も「恐れ入り」の文書(自分の非を認めて処分を待つ)を提出しました。しかし、「上田家文書」によれば、幸い、家老上田主水から井沢元秀を処罰しないようにという意向が東城浅野家へ伝えられ、元秀は処分されなかつたようです。

◇三宅春齡

三宅春齡(みやけ しゅんれい) 文化十一年(安政六年(一八一四)一八五九)

広島藩家老上田家侍医。諱の春齡を通称とした。字は八千、董庵と号した。父は藩医三宅西涯、その二男。三宅権水は兄。春齡は幼少のころから文学的な才能に恵まれ、大人を驚かすような詩句を作り、九歳より頼事庵に師事した。「学をたしなむこと飢渴の如し」と評された。十二歳のとき、伯父の三宅見竜が没したのでその跡を継ぎ、七人扶持を賜っている。天保元年十七歳のとき、藩主斉賢の江戸行きに父西涯とともに同道する。翌二年父西涯が没し、遺髪を携え帰広する。同五年三月、筑前の龜井昭陽に入門、次いで豊後の広

瀬旭荘の塾に入る。同七年、上洛して賀川氏に入門し一年間産科を修める。その間の記録に、「李史探頤」「梅花詩集」「寸碧樓雜記」「海上日記」「南遊紀行」「易学政蒙集説」「産育手和多志」「芸府秘録」八冊などがある。嘉永二年九月、長崎の阿部魯庵の門弟で佐波の医師長野秋穂が、帰郷の途次広島島の頼事庵を訪れた。牛痘の話聞いた事庵は、痘苗を長野に乞い事庵の二人の娘に接種し、善感した。春齡は長崎の阿部魯庵に痘苗入手の件を確認して、二カ月の間に百六十一名に接種した。藩命により牛痘接種は禁制となつても、身の危険を顧みず密かに痘苗を培養しつつづつ、その後の天然痘流行阻止に大きく貢献した。のち接種解禁となり春齡の行為は英雄視された。安政三年、四十三歳の七回経産婦に起きた状を、漢方派は血塊または鼓腸と診た

一、先月の活字読みの確認点

五月朔日13行目『御道具二御目付槍』傍線部「二」はトル（具の一部）

五月二日5行目『御難義』傍線部は「儀」

五月三日4行目『幾之進』は「幾三郎」

五月三日9行目『予同方へ罷出、及応対』傍線部は「越」

五月五日15行目『於時殿於不例中故』傍線部は「御」

一～四月の訂正

四月廿四日3行目『点を乞、予か目』傍線部に「尤」ヌケ

二、指摘・意見・質問・他

先月会報の

② 廿四日頭書『今日旦那様川内へ御慰二御出』

「川内は現安佐南区川内の事ではないでしょうか。」への先生のお答え……

「私は具体的な地名ではなく、「川の中」程度と考えています。」

たとえば、弘化元年三月十九日の頭書に

「高謙院様、地藏御流しとして川内へ御出、夕より五郎八も御船へ被為召

罷出ル」とあります。

「地藏御流し」はどのような行事かわかりませんが、このためにわざわざ

上流の「川内」までは行かないと思います。』とのことでした。

他の家乗を検索してみました。

万延元年「御船漸宇品へ着候得共此節ハ潮ちさく且昨日之雨ニ而川内水

高く候故、元船ニ而之御川入者六ヶ敷様子ニ船方申出……」

安政二年「厳島社祭礼当年者他国参詣多有之候由也、御供船者川内方飾者不

附候由……」

等の例があり、海から陸地に入り、陸に挟まれた河川域全体を「川内」と記しているようです。ここに訂正いたします。

三、報告・お知らせ

◆ 会員動静

● 退会 B6班の志俣陽子さんが九月を以て退会されました。

◆ 同好会について

情報プラザの制限撤廃を受け、先生を交えて役員会を開きました。詳しくは監事の「例会再開のお知らせ」をお読みください。

右補足

● 出宅前に、熱や風邪の症状がないか自己チェックをお願いします。

● 入室時、手指の消毒をお願いします。マスク着用。

● 大声での会話は自粛しましょう。出来れば事前に欠席届をお願いします

● まだ不安だと思われる方は、無理に出席なさらないとも良いと思います。

● 参加人数不明ですが蜜を避けるため当分の間2部屋で例会を行います。

● 2部屋続きで取れない月は通信講座となるかもしれません。先行きの見当

もつきません。何の心配なく会が開ける時が早く来ますように……。

◆ 次例会は十一月二十一日（第三土曜日）午後一時半

於第二・第一研修室です。第二研修室黒板を前とします。

会場当番は、A7班及びB7班です。

*****高津箱*****（暇に飽かして）*****

● 疔虫を調べてみました。

確かに疔虫は、カマキリの異名としか何を調べても出て来ません。日本

各地に疔をカマキリに食わせて取り除くまじないがあり、イボカキムシ・

イボムシ等といったようです。

ですが、家乗での疔虫は「腹の虫」ですからカマキリの訳がありません。

腹の虫といえば寄生虫です。主なものは回虫・蟯虫・条虫（真田虫）でし

よう。色々調べてみると回虫が当てはまりそうです。

回虫症（時事メディカル）

成虫が小腸で静かにしているときにはほとんど症状はありませんが、幼

虫が肺を通る時期に、いろいろな症状がみられることがあります。熱っぽい
 かったり、ぜんそくのようなせきが出る場合があります。ふつうは、回虫
 が自然に肛門から出たり、検便で虫卵が見つかったりはじめて気づきます。

しかし、たくさん虫が寄生した場合には**腹痛**、**吐き気**、**下痢**などのほ
 か、たくさん虫が塊状にもつれて腸閉塞を起こす(死ぬこともあるようです)
 こともあります。回虫が胆管や虫垂などに頭を突っ込んだときには激しい
痛みがあり、胃に頭を突っ込んだときには虫を口から吐き出すこともあります。
 (他の寄生虫で「口から吐く」の記は見られませんでした。)

「慈君夜半方今朝疣虫二ツ御吐被成

さらに調べてみました(目黒寄生虫館・はらのむし通信 第193号)

日本で初めて寄生虫について書かれた書物は、日本最古の医学書で
 ある『医心方』(982年)です。これに記された9種の寄生虫は中国
 の『諸病源候論』(610年)からの引用ですが、9種うち6種は想像上の
 虫で、残りの3種、すなわち、①蛔虫(蛭虫ゆうちゅう)、長虫ながむしともい
 われる、現在の回虫に相当)、②蟯虫(現在の蟯虫に相当)、③白虫(現
 在の無鉤条虫または有鉤条虫に相当)、が現在知られる寄生虫に当てはまる
 と考えられています。

回虫を「蛭虫ゆうちゅう」と書いています。(蛭虫はカイチュウとも読みます)
 「疣」も(ユウ)と読みますし、「尤」を字に含みます。

彦衛門さんが「蛭虫」と書くべきを、病気だから病垂れの「疣」と思い
 こんで、カイチュウのつもりで「疣虫」と書いていたのかもしれない。
 想像でしかありませんか???

又は、江戸時代、読み方さえ合っていれば、書く文字はある意味いい加
 減なところが有ります。それかもしれない。

と云う訳で五月三日3行目『疣虫』は、「疣虫(蛭虫カ)」で如何でしょう
 か?

● 家乗での時の表し方

暁朝昼夕夜は、一般的不定時法では図1の周りに示す範囲を表します。
 しかし既に御気付きとは思いますが家乗での時の表記を見ますと、「夕未
 鼓」「夕九半時」「夜九つ」等と「夕」「夜」の付け方が(図1)とは異なり
 ます。大体下の(図2)のようになっていきます。少々特殊です。

つまり、「明六つ」「暮六つ」の線と「夜九つ」「昼九つ」の線で1日を暁・
 朝・夕・夜の4つに分けて見えます。今の午前・午後を又昼・
 夜で分割し4分類した独自の表し方になっています。

現在の夜・昼1時を「暁九半時」「夕九半時」と書いています。家乗では
 昼九つを過ぎれば「夕」なのです。(夕方は今の夕方と同じ感覚の様です)
 (彦衛門だけでなく、広島藩ではこの呼び方だったのでしょか?)

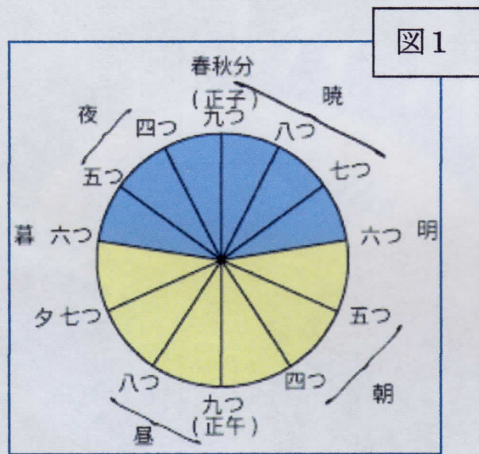


図1

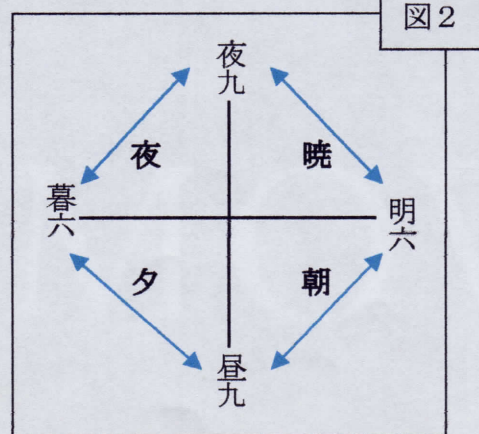


図2

序でと言っては何ですが、不定時法では、時間を決めるため、先ず昼夜
 に分ける夜明けと日暮れの時間を「明六つ」「暮六つ」としました。その基
 準は、明け方自分の手が見えるようになる時間とか、星が消えていく時間、
 薄明の始まる時間などと曖昧なものでした。夕方はその反対です。

寛政暦(1788)で太陽の俯角が水平面下7度21分40秒にあるとき
 と決められ明確になりました。これは日の出の約36分前と日の入りの
 約36分後に当ります。

○九日、庚午、時々雨、後籠、蒸、「朝弓術へ出、「例時
 出勤、夕八時前退、「夏至也、「夕又弓術へ出、「堀尾精一郎、
 小倉甚右衛門、菅馬之進、岩崎常介、辻清人為見舞人来、尤
 清人者夕迄咄、酒を饗、夜於梅も一緒三帰ル、「松本玄順来
 診、「丹羽庄司去ル六日御出頭格被仰付候由為知差越

○十日、辛未、雨終日蕭々、「朝炮術稽古二出
 「例時出勤、夕八時過退、「夕弓術御相手二出ル、「良伯来診、
 慈君日々与御快方也

○十一日、壬申、曇、将晴不晴、「朝弓術稽古二出ル、
 「夕為伺御機嫌罷出、「夜渡辺四郎右衛門来、九州話を聞
 「今朝辻清人入来

○十二日、癸酉、雨、「朝例時出勤、夕八時退、「朝弓術
 江も卒与出ル、「今朝喜久藏来、眼を見合くれる、至極亘敷趣申也

○十三日、甲戌、晴、蒸気強、「朝素説所講釈へ出席、
 直二出勤、九半時過退、「良伯来診、慈君益御快方与申也
 尤今日者少々頭痛二而御困被成、「堀尾眠石翁、辻清人、矢野
 源内室見舞人来、「弓術江夕方出ル、「夜岩崎およし見舞
 入来

○十四日、乙亥、晴、薄曇強、「朝御館江御用向二而出
 勤、「午前六丁目御館江為伺御機嫌罷出、丹羽庄司江
 先日御出頭格被仰付候知せ差越候敷二行、森岡・木野・水谷江
 寄帰ル、木野三而酒出ル、水谷伯母君江、藤川每登殿勤向兎角等
 閑多く、毎時御機色二触候様子二付、内々御異見方之義二付心
 付御咄申置也、右之義二付而者去ル八日三宅甚左衛門江も頗置候義有之也
 「森岡方之進・藤川每登殿・三宅甚左衛門為見舞人来、「夕方
 黒田門人中為槍術稽古多人数相見へ、御馬場二而稽古有
 之候二付為見物出ル、筑前秋月藩名越續藏も来ル、近來者
 此方様御家来中も黒田稽古場江出席致候処、一統殊之外
 心切二而、少も隨意ケ間敷義無之候由、尤右續藏同方稽古場へ
 被留置候二付而者、諸人用二門弟中被困、段々先生方之御頼も有之
 右御家来中も稽古二出候訳を以、毎月銀貳拾五匁ッ、内々
 御贈与申事二相成、夫二依て一入門弟中之取持も亘敷もの
 被考也

○十五日、丙子、雨夕方籠、「朝例時出勤、夕八時前退
 「夕弓術、「松本良伯来診

○十六日、丁丑、曇又晴、夕雨、薄暑強、「早朝西向寺江
參詣、「朝炮術出席、「例時出勤、夕八時前退、「今日昼
後飯田又市殿御馬場を借用、門弟中打毬之戯有之、

周防様二も御出被遊、御方々様無屹御見物被為在、為
見物出ル、此方御馬二匹、渡辺・佐藤馬も出、あちら方借馬
五牽二来られ、殊外面白事二有之し也、人数者世話掛旁

見物等之衆を併五六十人許も見へ候様子也、「藤川兄弟午方来ル

○十七日、戊寅、晴、薄暑強、「朝御用向二而出勤、「弓術

稽古二出、「六丁目御館二而於時殿御不快、今晚以来

御衰弱之御気味強、御不出来之御様子二付、四時前方雅登被出、

「慈君此度之御病氣、御自身二者御全快者無心元与御覚悟被成

候由之処、案外速二御平愈被成、其上近来御白髪甚敷、夫等もうる

さく思召候二付、旁御剃髮被成度、此間以来頻而御望二付、今日吉辰

二も有之弥御剃髮被成、予剃而上ル也、「於時殿何分重キ御容

体被成御坐候由二付、夕雅登替合、予御下屋敷江罷出ル、然ル処極

夕方追々御差重り、終二夜六時半時^頃御卒去被成、当年御三歳、当

春以来之御病氣、全御脾胃虚与申様之御症也、兎角御不仕合之

御事、乍恐是非も不被為在次第也、彼是御用向申談置、夜半頃

退、直二罷帰、御館へ出勤、暁七半時前退

○十八日、己卯、時々雨、蒸甚、雷鳴、夕豪雨、「早朝

六丁目御館江罷出、四時頃帰、直二出勤、夕七時頃退、「今夕八時

於時殿御死去之趣席々江御達し有之、「極夕六丁目

御館江御悔・御機嫌伺与して罷出、麻上^下着也、入夜帰ル、「井沢

元秀今朝本安橋上二而主水様御通行江御出会申上候処、

不都束二而平伏不仕罷在、御供方方姓名尋も有之、井沢元秀与

答候得共、右様之作舞故、上之御医師中与気取候哉、既

主水様御下馬も可被成御様子之処、其儘二御通過被成候由、右二付元秀

早速主水様御医師三宅春齡江罷越、内濟取持之儀頼入、同人も

心配いたし呉候由之処、何分あちら御供方見損、既二御下馬をも申上

候程之義二而、夫々書付も出候趣故、内濟不相調、依之元秀恐入申出

候之由也、「今晚六丁目方帰途暴雨二逢、困ル

○十九日、庚辰、終日雨、時々暴降、「例時出勤、極夕

退出、「夜辻方お梅来宿、「芳雲殿今晚御葬歛、此度者

周防様思召二而長安寺江御歛被成、暮六時御出興、御病氣建二而

御寺入被為在候也、其節為御見送罷出候筈なれ共、此節与三右衛門煩

十七日

「夕七時前御用向

二而主水様御用人

福山直衛罷越、

致応対也

「十九日

於時殿御法名

芳雲詠感大童女

右今度者長安寺江

御歛被成候也

○九日、庚午、時々雨、後罷む。蒸す。「朝弓術へ出る。「例時出勤、夕八時前退く。「夏至也。「夕又弓術へ出る。「堀尾精一郎・

小倉甚右衛門・菅馬之進・岩崎常介・辻清人見舞いの為め入来。尤も

清人は夕迄咄(はな)す。酒を饗す。夜お梅も一緒に帰る。「松本玄順来

診。「丹羽庄司去る六日御出頭格仰せ付けられ候由知らせ差し越す。

【頭書】「九日／夏至

○十日、辛未、雨、終日蕭々(しょうしょう)。「朝炮術稽古に出る。

「例時出勤、夕八時過ぎ退く。「夕弓術お相手に出る。「(松本)良伯来診。

慈君日々と御快方也。

○十一日、壬申、曇り。将(まさ)に晴れんとして晴れず。「朝弓術稽古に出る。

「夕御機嫌を伺う為め罷り出る。「夜渡辺四郎右衛門来たる。九州話を聞く。

「今朝辻清人入来。

○十二日、癸酉、雨。「朝例時出勤、夕八時退く。「朝弓術

へも卒と(そつと)出る。「今朝(下九軒町)喜久藏来たり、眼を見合わせくれる。至極宜しき趣申す也。

○十三日、甲戌、晴れ、蒸気強し。「朝素読所講釈へ出席、

直ちに出勤、九半時過ぎ退く。「良伯来診。慈君益々御快方と申す也。

67頁

尤も今日は少々頭痛にてお困り成らる。「堀尾眠石翁・辻清人・矢野

源内室見舞い入来。「弓術へ夕方出る。「夜岩崎およし見舞い

入来。

○十四日、乙亥、晴れ、薄暑強し。「朝御館へ御用向きにて出

勤。「午前(うまませ)より六丁目御館へ御機嫌を伺う為め罷り出る。丹羽庄司へ

先日御出頭格仰せ付けられ候知らせ差し越し候飲びに行く。森岡・木野・水谷へ

寄り帰る。木野にて酒出る。水谷伯母君へ、藤川毎登殿勤め向き兎角(とかく)等

閑(なござり)多く、毎時御機(気力)色(みけしき)に触れ候様子に付き、内々御異見方の義に付き心

付きお咄し申し置く也。右の義に付きては去る八日三宅吉左衛門へも頼み置き候義これ有る也。

「森岡万之進・藤川毎登殿・三宅吉左衛門見舞いの為め入来。「夕方

黒田(弥五左衛門)門人中槍術(そうじゅつ)稽古の為め多人数相見え、お馬場にて稽古これ

有り候に付き見物の為め出る。筑前秋月藩名越(糸扁上曹(ちゅう)蔵も来たる。近来は

此方(こなた)様御家来中も黒田稽古場へ出席致し候処、一統殊の外
心切(しんせつ)にて、少しも隔意(かくい)がましき義これ無き候由。尤も右口(糸扁(いとへん)蔵同方稽古場へ
留め置かれ候に付きては、諸入用に門弟中困られ、段々先生よりのお頼みもこれ有り。

68頁

右御家来中も稽古に出で候訳を以て、毎月銀二十五匁ずつ内々

お贈りと申す事に相成る。夫(そ)れに依つて一人(ひと)しお、門弟中の取り持ちも宜しきものと
考えらる也。

○十五日、丙子、雨、夕より罷む。「朝例時出勤、夕八時前退く。」

「夕弓術。」「松本良伯来診。」

○十六日、丁丑、曇り又晴れ、夕雨、薄暑強し。「早朝西向寺へ

参詣。「朝炮術出席。「例時出勤、夕八時前退く。「今日昼

後飯田又市殿お馬場を借用。門弟中打毬(だきゅう)の戯れこれ有り。

周防様にもお出で遊ばさる。御方々様屹と(きつと)無く御見物在らせらる。

見物の為め出る。此方(こなた)お馬二匹、渡辺・佐藤馬も出る。あちらより借馬

五牽(ひ)きに来られ、殊の外面白き事にこれ有りし也。人数は世話掛り旁(かたがた)

見物等の衆を併(あわ)せ五、六十人許(ばか)りも見え候様子也。「藤川兄弟午より来たる。

○十七日、戊寅、晴れ。薄暑強し。「朝御用向きにて出勤。「弓術

稽古に出る。「六丁目御館にてお時殿御不快。今晚以来

お衰弱のお気味強く、お不出来(ふでき)の御様子に付き、四時前より雅登出らる。

69頁

「慈君此の度の御病氣、御自身には御全快は心元無しと御覚悟成られ

候由の処、案外速かに御平愈成らる。其の上近来お白髪(しらが)甚しく、夫れ等もうる

さく思し召し候に付き、旁(かたがた)御剃髪成られ度く、此の間以来頻りてお望みに付き、今日吉辰

(きつしん)

にもこれ有り、弥々(いよいよ)御剃髪成らる。予剃りて上げる也。「お時殿何分重き御容

体ごぞ成られ候由に付き、夕雅登替わり合い、予御下屋敷へ罷り出る。然る処極

夕より追々お差し重り、終に夜六半時頃御卒去成らる。当年御三歳。当

春以来の御病氣、全く御脾胃虚(ひいきよ)と申す様の御症也。兎角(とかく)お不仕合せ(ふしあわ

せ)の

御事(おんこと)。恐れ乍ら是非も在らせられざる次第也。彼是御用向き申し談し置き、夜半頃

退く。直ちに罷り帰り、御館へ出勤、曉七半時前退く。

【頭書】十七日、「夕七時前御用向きにて主水様御用人福山直衛罷り越し、応対致す也。

○十八日、己卯、時々雨、蒸甚し。雷鳴、夕豪雨。「早朝

六丁目お館へ罷り出る。四時頃帰り、直ちに出勤、夕七時頃退く。「今夕八時

お時殿御死去の趣席々へお達しこれ有り。「極夕六丁目

お館へお悔やみ・御機嫌伺いとして罷り出る。麻上下着也。夜に入り帰る。「井沢

元秀今朝本安橋上にて主水様御通行へお出会い申し上げ候処、

不都束（ふつつか）にて平伏仕らず罷り在り、御供方より姓名尋ねもこれ有り。井沢元秀と

70頁

答え候らえども、右様の作舞（さくまい）故、上の御医師中と気取り候や、既に

主水様御下馬も成らるべき御様子の方、其の儘に御通過成られ候由。右に付き元秀

早速主水様御医師三宅春齡へ罷り越し、内済（ないさい）取り持ちの儀頼み入る。同人も

心配いたし呉れ候由の方、何分あちらお供方見損ない、既に御下馬をも申し上げ

候程の義にて、夫々（それぞれ）書付けも出し候趣故、内済相調（ととの）わず、これに依り元秀恐れ

入り申し出

候の由也。「今晩六丁目より帰途暴雨に逢い、困る。

村上家乗で読む広島の天気

文久四年から明治元年

湯川 昇

解題

村上家乗には筆者が生活していた毎日の気象が、実に丹念に記録してある。村上家乗巻之廿一から巻之廿五まで通読する機会を与えられたので、この5年間に出現した天気を統計して見た。

この時期は元号が目まぐるしく変わって、巻之廿一は文久4年元旦から元治元年大晦日、巻之廿二は元治2年元旦から慶応元年大晦日、巻之廿三は慶応2年、巻之廿四は慶応3年、巻之廿五は慶応4年元旦から明治元年大晦日まで、と言う具合である。

広島では1881年(明治14)から江波山の気象台で気象観測が始まって、以後の記録が保存されているので、比較のため新暦に置き換えて統計した。即ち、文久4年と元治元年は1864年に、元治2年と慶応元年は1865年に、慶応2年は1866年に、慶応3年は1867年に、慶応4年と明治元年は1868年に含まれる。尤も、1864年1月1日は旧暦では文久3年1月22日で、大晦日の12月30日は1864年2月7日であるから、1864年のその間は巻之廿から補足した。

また、5年間1827日の間には、村上家乗の筆者村上彦右衛門は、公用で出張を命ぜられるなどで、広島城下を離れた日が、

たとえば長期では慶応2年の第2次長州戦争で出陣、佐伯郡へ5日、慶応3年には炮器購入で長崎行き31日など、合わせて125日あり、この間の記録は出先の気象であって、広島の気象とは異なるかも知れない。それに何故か記事の欠落している日が6日あるので、これを広島の気象に補正すべく、下寺和男氏のお力添えを得て、上田家御公用日記・上田家出陣中留守控と照合したが、上田家御公用日記の筆者は月番用人で、当時の上田家用人4人のうち、天気を記録したのは丹羽正司と河瀬喜和馬で、他の二人が月番のときには天気の記録がない。また出陣中留守控の筆者深谷三郎も該当日全部を埋める記録を残して居なかったので、結局、照合確定し得たのは36日で、残りの95日は不確かな日として残った。この95日は1827日の95%にも相当するから、厳密には「広島の天気」でなく、「現実性95%の広島の天気」と呼ぶべきかも知れない。その積りでご覧いただきたい。

また「天気」なる用語の意味であるが、NHK気象ハンドブックの解説によると、「天気」とは、一般に次の三つの意味に使われるが、気象用語としては、③の意味は取らない。

① ある場所のある時刻の気象状況を「天気」と言う。「天気」の要素としては、気圧、気温、湿度、風向き、風速、雲量、雲形、降水量などが含まれる。

② ①よりも狭い意味で、晴れ、曇り、雨、雪などに限定し

て「天気」と呼ぶ。(例)「天気はよい」「天気は晴れ」

統計の手順

③ 晴天の意味。(例)「明日は天気だ」

とある。また紛らわしい気象用語で、「天気」はある時刻または2〜3日程度の期間の天気の状態、「天候」は数日から3箇月程度の期間の天気の状態、「気候」は1年をリズムとして繰返す長期間の天気の状態のうち、場所に固有でよく現われる状態を言う、と期間によって使い分けている、という。

また気象庁では②の意味の「天気の種類」を表にして、快晴、晴、薄曇、曇、煙霧、砂じんあらし、地ふぶき、霧、霧雨、雨、みぞれ、雪、あられ、ひょう、雷の15種としているが、この小文の統計は当初、快晴、晴、曇、雨、微雨、雪の6分類で始めたのであるが、途中で後述する理由によって、さらに狭めて、はれ、曇、降水日の3分類に絞った。村上家乗には降雪は勿論、気温や湿度を意味する記録も書き込まれているが、長くなるので今回は割愛し、後日の検討に譲ることとした。その結果、当時降雪の日は今より多かったのか、少なかったのかさえ考察できないことになってしまった。

標題を「広島島の気象」としないで「広島島の天気」としたのは、以上の意を込めたかったからであるが、なお明確な表現でないことを断わって置く。

1、新暦に対応する村上家乗の気象に関する記録を、各年毎、各月毎に表に書き出し、毎日の天気に天気記号をつけた。天気記号は先述したとおり、快晴、晴、曇、雨、微雨、雪の6分類である。この時、広島城下の気象でなく、出先のものである場合は括弧を付して判る様にして置いた。

2、上田家文書を照合して、補正可能な括弧付きを広島城下の天気に補正し、天気記号も補正した。(各年毎の「村上家乗の記録」の表出来。添付せず)

3、各年毎に月別天気出現日数を数えて数表にし、月毎の合計を通年とし、5年分夫々の平均値を求めた。(「年別・月別広島の天気出現日数」の表出来。添付せず)

4、月の大小を均すために、年別・月別広島の天気出現日数をその月の日数で除し、出現率に書き替えた。但し通年はその年の日数で除したものを出現率とした。(「年別・月別広島の天気出現率その1」の表出来。添付せず)

5、村上家乗所載の用語の意味と、現在の天気の種類で分類した

用語の定義が必ずしも一致しない様であるので、これを丸めるため、6分類を3分類に改め、快晴+晴 \parallel はれ、曇、雨+微雨+雪 \parallel 降水日とした。(「年別・月別広島の天気出現率 その2」の表出来。添付せず)

6、各年の天気出現の多寡、傾向、特徴などを比較して探るため、次の平均値表を作った。添付せず

(1) 1881年 \sim 1890年(明治14 \sim 明治23)

の10年平均月別広島の天気出現率。

(2) 1891年 \sim 1990年(明治24 \sim 平成2)

の10年平均月別広島の天気出現率。

(3) 1991年 \sim 2000年(平成3 \sim 平成12)

の10年平均月別広島の天気出現率。

(1) は広島市江波山気象館に残るデータを統計した広島地方気象台

編・広島の気象百年史から引用、(3) は日本気象協会編・気象年鑑2

002年版所載の天気ダイヤグラムから統計した。(2) は日本気象協

会中国支店編。

2008年版暦象と潮位(広島県の気象)所載の、1881 \sim

2000年の120年間の平均広島市の晴天出現率をはれ、雨天

出現率を降水日とし、その合計と併せて100%となる数値を曇

出現率として埋め、この120年平均をC、(1)をA、(3)を

Bとし、

100年平均出現率 \parallel (12C-A-B) \cdot 10

で算出した推算値である。(「10年平均、100年平均広島の天気出現日数と出現率」の表出来。添付せず)

7、考察の便のため、これらの諸表を分析して次の数表を作り、また図表を作成した。

(1) 各年の天気出現の多かった月の順

(2) 各年の天気出現の月差と偏差、年差と偏差

(3) 天気出現の変動幅の月別推移

(4) 農事に関する天気出現日数・出現率

以上の手順で得られた統計結果の二、三と、それから考えられることを次に紹介しよう。

統計結果と考察

1、概要

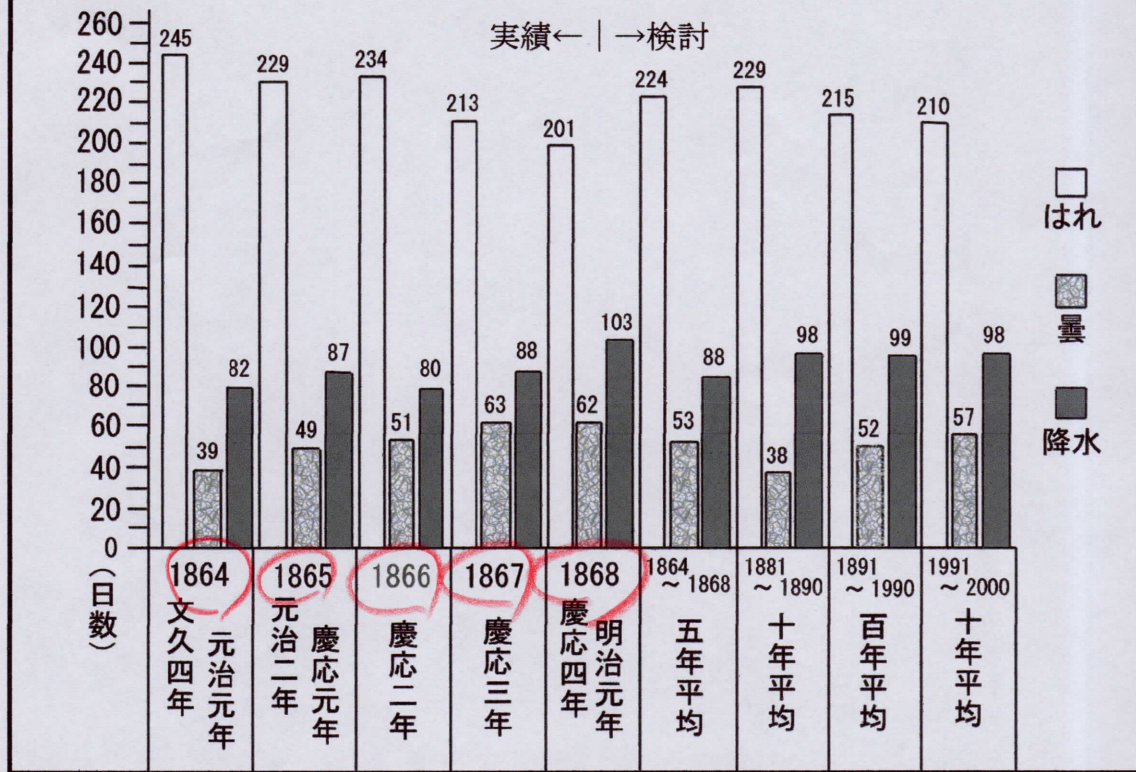
図1は「年別・月別広島の天気出現日数」と、「10年平均・100年平均広島の天気出現日数」の表の、通年欄の各天気を比較のため棒グラフにしたものである。

先ず、図の右に記した四本の平均を見てみよう。図には記入していないが、各天気の棒の頂点を結ぶ線が、右上がりであれば増加

図 1

年間広島の天気出現日数の推移

図中の数字は出現日数



傾向、右下がりであれば減少傾向である。傾向の度合いは横軸が期間に関わらず等間隔（同じ幅で図を作っている）であるから、この図からは直ぐには分からないが、前の期間の平均と比べて、推移は増加の傾向にあったのか、増減なしか、減少の傾向にあったのかが分かる。

図の右側の3本宛のうち、「はれ」は右下がり、減少傾向、「曇」は右上がり、増加傾向、「降水」は略一定であるのに対し、当時の5年平均は皆、夫々の傾向線の延長から外れている。

即ち、「はれ」は今から遡って明治10年代までは次第に多くなったのが少し下り、「曇」は次第に少なかったのが少し上がり、「降水」は増減なかったのが1割も少なかったことが分かる。

何故当時の5年平均が夫々の傾向線を外れているのか、その原因はその左の5本宛の各年の線の高さにある。「はれ」は1864年には245日も出現したが、1865年には16日も少なく、1866年に5日復したが、1867年、1868年と続いて激減し、1868（明治元年）には201日と、1864年よりも44日も少なかったのである。

「曇」は、1864年は1881年から1890年までの10年平均並みの、39日であったのが、毎年直線的に増加して、1867年には63日、1868年には62日と6割も多かつたし、「降水」は、1866年は80日と少雨であったのが、1868年は103日と1年の1/3近くが雨だったのである。晴耕雨読

という言葉がある。雨の日の屋外の仕事は能率が悪いし、危険も伴う。雨が多い年であったのは広島だけに限らなかつたであろうから、戊辰戦争に従軍された広島藩兵達も雨には苦勞されたことであろう。

2、動乱の時代

年間を通じ平均して「はれ」が多い年、「降水」が多い年と言っても、月別に配分すると各年によつて様子が異なる。図2は年別・月別広島の天気出現日数の表を折線グラフにしたものである。

この図は月の大小を考慮してない。例えば、3月の違いと言っても、31日の月では9.7%、28日の月では10.7%の違いと言うことで重さが違う。従つて「出現日数」でなく「出現率」で比較すべきであるが、例えば『この年の6月の降水日は、平年よりも50%多かつた』と言うより、『この年の6月の降水日は、平年よりも6日も多かつた』と言つた方が、聞き馴れているであろうから、態と出現月数で示すこととした。

図の各月の出現日数の極多と極小を結んだ線分の長さは、年によつて出現が変動したバラツキの最大幅で、変動幅と呼ぶことにする。平均より上の線分の長さは、出現日数がどれだけ多かつたか、即ち「極多月差」、下の部分の線分の長さは、出現日数が平均よりどれだけ少なかつたかを示す「極少月差」を示す。即ち、変

動幅Ⅱ（極多月差）―（極少月差）である。

変動幅の増減の推移を比較した図3は、図2の月別変動幅を折線グラフにしたもので、増幅、減幅には一見リズムがある様に見える。即ち、傾向として、「はれ」、「曇」、「降水」の各線共、冬季に増幅、春季に減幅、夏季に増幅、9月に一旦減幅し始めるが、「はれ」と「曇」は10月に再び山が現れるのを除き、秋季は概ね減幅した様に見える。

更に変動の多さを比較するために、図2の変動幅を多かつた月の順に並べてみたものが表1である。「はれ」の変動幅の最多の1日は5ヶ月も出現し、最少5日の約2倍、「曇」の変動幅の最多の8日は、最少2日の約4倍、「降水」の変動幅の最多の10日は、最少3日の約3倍と変動したことが分かる。

10日は月の1/3に達する。3日は月の1/10である。この様に変動して出現して変動幅を形成した年は、5年のうちの2箇年である。残り3箇年と共にどの様な出現の仕方をしたのであろうか。

図4は、通年で出現した天気の5年々平均と各年の差、即ち年差を折線グラフにしたもの、図5は夏季6・7・8月に出現した天気の5年月平均と各月の差、即ち月差を折線グラフにしたもので、他の季・月は紙面の都合で省略した。

図4は、図1の各棒の頂点の高さの違いを、5年々平均を基準

図2 年別・月別広島市の天気出現日数

1864年 ——— 1865年 — · — 1866年 — · · · —
 1867年 — · · · — 1868年 — · · · — 5年平均 ———

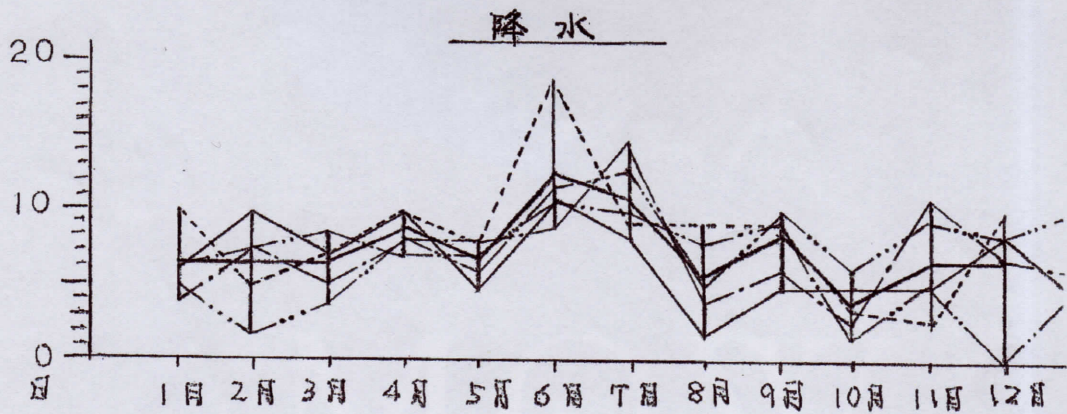
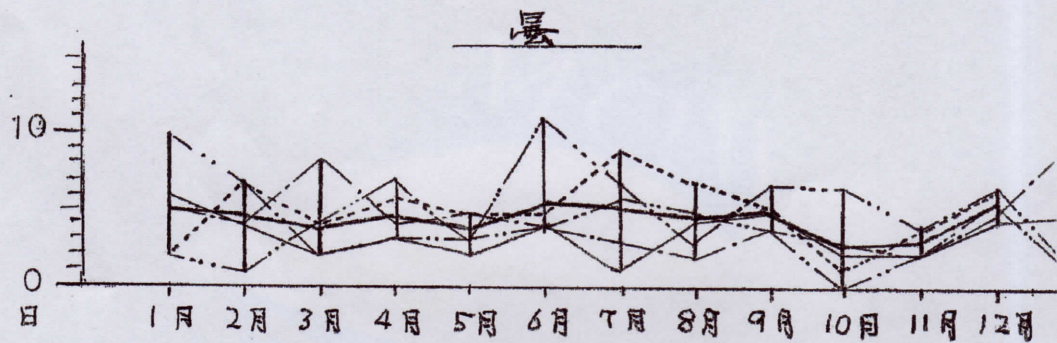
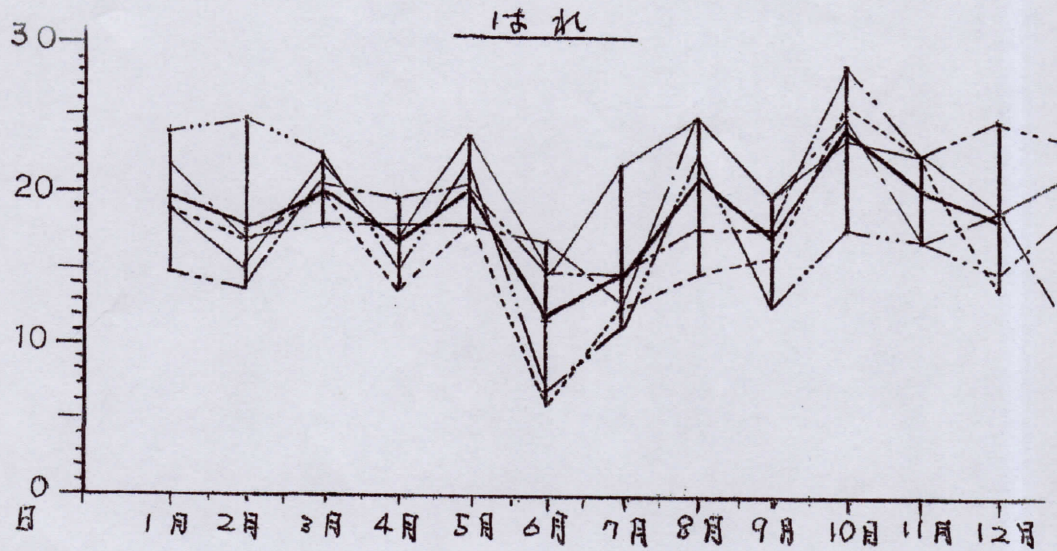


図3

1864~68 月別広島の天気の変動幅

変動幅 = 極多月差 - 極少月差

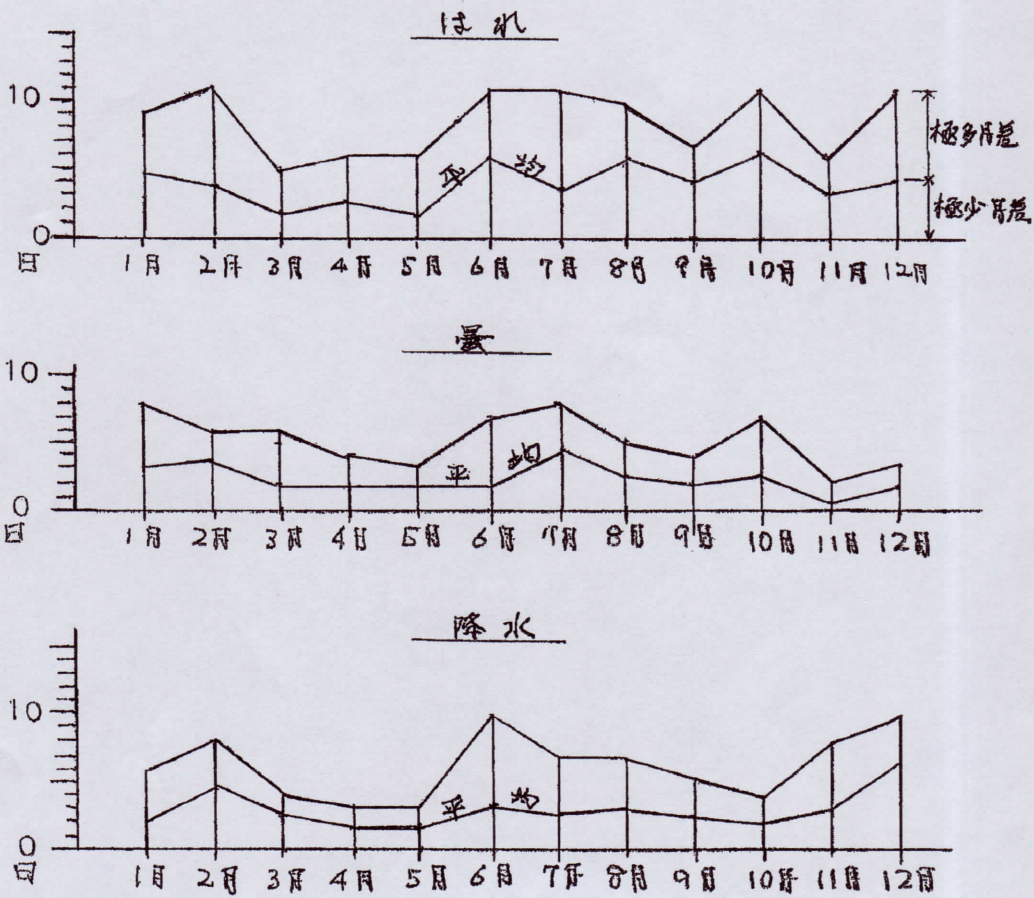


表1 1864~'68 月別広島の天気の変動幅が大きかった月の順

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
はれ	出現月(日)	2月	7月	12月	10月	6月	8月	1月	9月	11月	5月	4月	3月
	極多月差(日)	7.4	7.2	6.6	4.6	5.0	3.8	4.2	2.6	2.4	3.4	3.2	2.2
	極少月差(日)	-3.6	-3.8	-4.4	-6.4	-6.0	-6.2	4.8	-4.4	-3.6	-2.6	-2.8	-2.8
	変動幅(日)	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	10.0	9.0	7.0	6.0	6.0	6.0	5.0
曇	出現月(日)	1月	7月	6月	10月	3月	2月	8月	4月	9月	12月	5月	11月
	極多月差(日)	5.0	3.8	5.4	4.4	4.0	2.4	2.8	2.4	2.2	1.2	1.4	1.2
	極少月差(日)	-3.0	-4.2	-1.6	-2.6	-2.0	-3.6	-2.2	-1.6	-1.8	-1.8	-1.6	-0.8
	変動幅(日)	8.0	8.0	7.0	7.0	6.0	6.0	5.0	4.0	4.0	3.0	3.0	2.0
降水	出現月(日)	6月	12月	11月	2月	7月	8月	1月	9月	3月	10月	5月	4月
	極多月差(日)	6.6	3.4	4.4	3.8	4.0	3.4	3.8	2.2	1.8	2.0	1.2	1.4
	極少月差(日)	-3.4	-6.6	-3.6	-4.2	3.0	-3.6	-2.2	-2.8	-2.2	-2.0	-1.8	-1.6
	変動幅(日)	10.0	10.0	8.0	8.0	7.0	7.0	6.0	5.0	4.0	4.0	3.0	3.0

図4

年別広島市の天気の年差

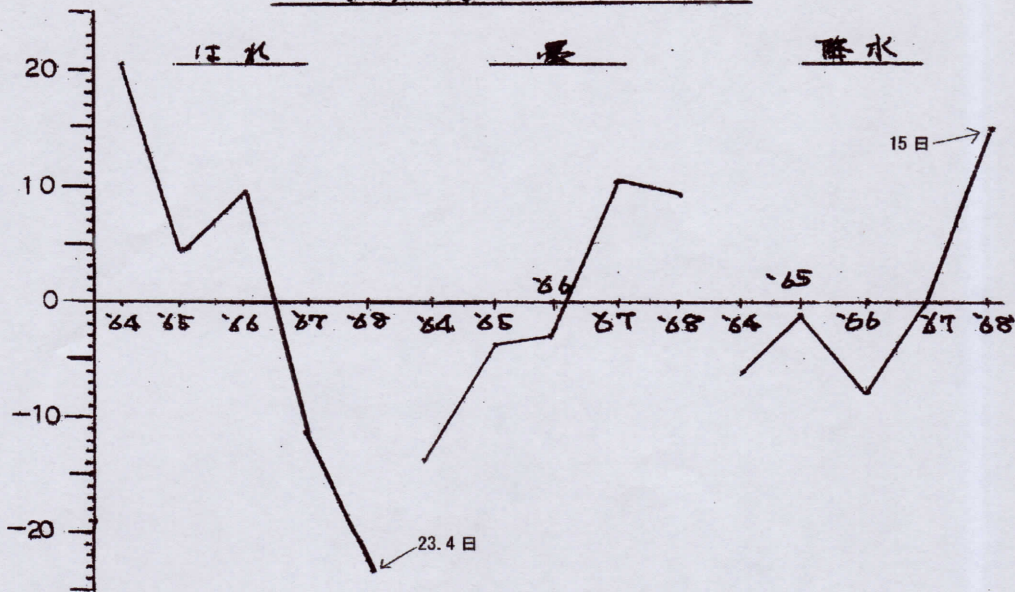
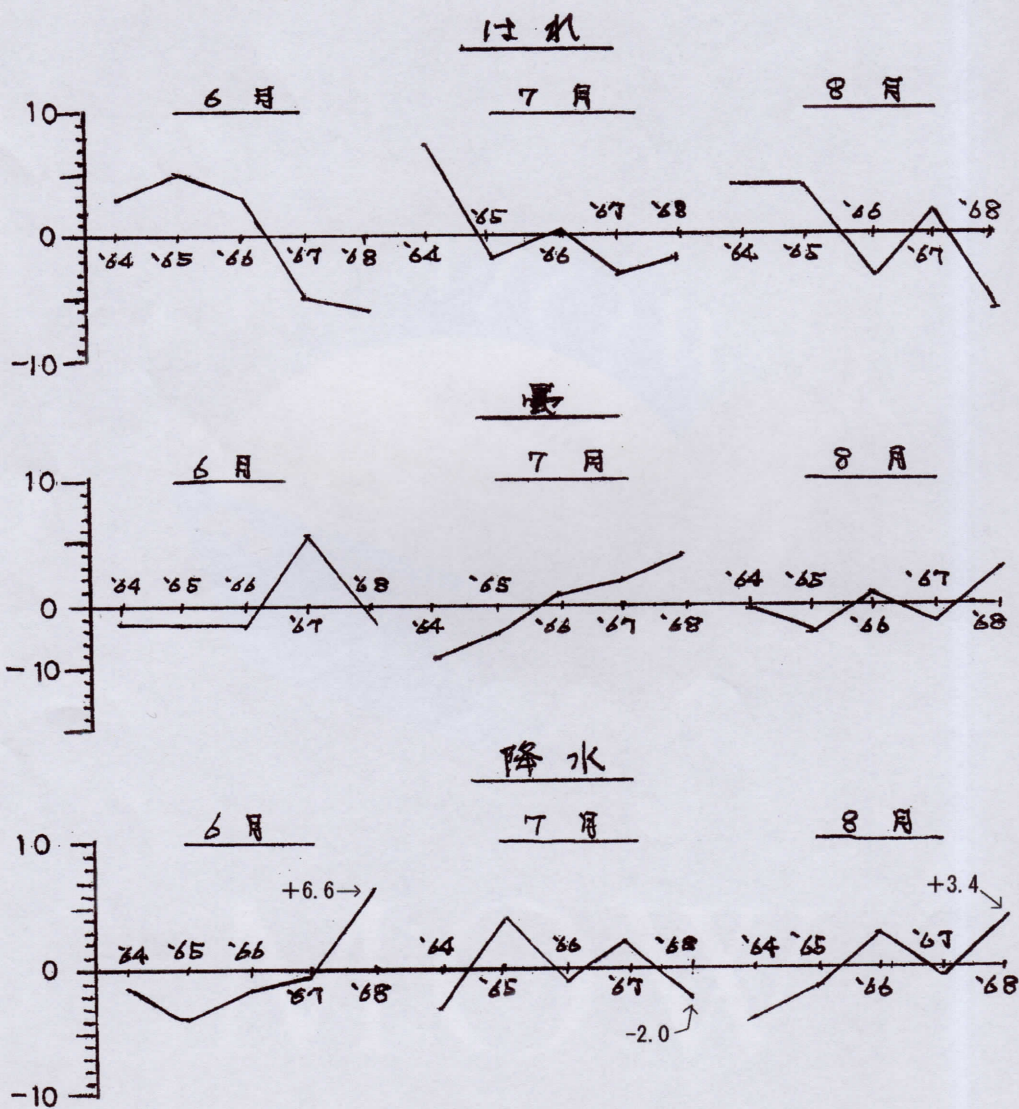


図5

年別6・7・8月広島市の天気の月差



に、各年は何日多かつたか、少なかつたかを示している。1868年には「はれ」は23.4日も少なく、「降水」は15.0日も多かつたのである。

図5で、「降水」の多かつた1868年6月のプラス6.6日は他の4箇月のマイナス月差の合計分に相当する月差であつたことが分かる。但し、同年7月はマイナス2.0日と減少、8月は+3.4日と増えている。

図5から割愛した他の季・月も同様であるが、同じパターンの折線が一つとしてない。実に千変万化である。

気象庁では、平年とは統計年前30年平均値を言い、これを統計年と比較する基準としているので、この小文では平年という言葉を使わないで、統計年を含む5年平均値を基準として、5年平均としたものであるが、期間が短いので、もつと長い期間の平均であれば様子が変わるであろうが、以上の結果と大差ないであろう。

気象は天気だけでなく、気温・台風など多岐に亘り、これらについては言及していないが、兎も角、政治・外交は国を挙げて多端、藩の軍備・財政など改革の時代、動乱の時代であつたこの5年間、気象環境も動乱の時代であつたと言える。

3、殖産興業

広島藩では当時財政立て直しのため、趣法場所と称して、製紙

場、製油場など公営事業所を新設したが、東城浅野家でも知行所の佐伯郡石内村へ1864年(元治元年)製蠟所を設けた。木蠟の原料は蠟の実である。村上彦右衛門も1865年4月20日(元治2年3月7日)蠟苗植付見分のため石内村へ行っているが、幸いその日は夕刻から雨となつていて、植樹には好都合であつた。植樹の適期は3月・4月であるが、その年の降水日は何日あつたのだろうか。また3月4月は多くの農作物の種まきの時期である。

表2に農事に関連すると思われる天気の数値を抜き書きした。1865年の3月4月は13日で、5年平均の14.8日よりマイナス1.8日と雨の少ない年であつた。春分は3月21日頃、穀雨は4月29日頃である。3月4月の雨は麦の生育にも大切である。農の基本は稲作である。芒種は6月6日頃、芒種とは稲の穂先の様に芒(ノギ)のある穀物の種播きをすると言う意味である。西日本では入梅時期でもある。

広島藩の稲田の灌漑用水は、川筋を除いて当時は溜池であつた。春先から溜まつた水で田植えが終わると、長い夏中田に水を漲るためには、6月・7月の梅雨で溜池を満水にして置かねばならない。溜池の水源は里山の溪流である。溪流の水は里山の地下水で、梅雨の雨がたっぷり里山の地下にしみ込んで呉れねばならない。そのためには降水量もさること乍ら、降水日数が重要なのである。

表2

年別広島の農事関連天気出現日数

西暦(元号・旧暦年)	通 年		春 雨	梅 雨	稲 作 日 数	
	はれ 日数	降水 日数	3月4月の 降水日数	6月7月の 降水日数	8月9月の はれ日数	10月の はれ日数
1864 (文久4・元治元)	245	82	17	19	45	24
1865 (元治2・慶応元)	229	87	13	24	45	25
1866 (慶応2)	234	80	15	21	36	29
1867 (慶応3)	213	88	12	25	41	18
1868 (慶応4・明治元)	201	103	17	28	31	26
1864~1868 5年平均	224.4	88.0	14.8	23.4	38.6	24.4
1881~1890 10年平均	220.4	97.7	20.8	20.7	41.3	20.5
1891~1990 100年平均	214.8	98.6	19.5	21.5	34.9	20.5
1991~2000 10年平均	208.8	98.2	18.9	21.5	33.9	20.3

この表の梅雨期の降水日数からは1866年(慶応2)が最悪であったことになる。

稲作の豊凶は、用水だけでなく水温・気温・日照・台風などの要因で決まる。稲の花は9月始めから咲き10月終り頃迄に成熟する。但し神嘗祭は10月15~17日であるから、それ迄に早稲の取り入れは終わっていることになるが、勤労感謝の日になった新嘗祭は11月23日で、古は陰暦11月の中の卯の日に行われたそうであるから、新暦にすると12月中旬になる。晩稲の取り入れが終わったのは何時頃だったのであろう。

兎も角8・9・10月の日照は重要である。稲が青い間の8・9月と黄色くなり始めた10月の日照は大切であるが、この表で見ると、8・9月の最悪は1868年(慶応4・明治元)で育ち悪く、10月の最悪は1867年(慶応3)で成熟の悪い年であったということが出来る。

平均値で比べると、5年平均は今の平均より、降水日数は通年では約10日少なく、3・4月も約2日少ないが、6・7月は約2日多く、はれの日は通年でも、8・9月も、10月も総て多かったことが分かる。

これらの現象が、実際の豊凶にどの様に影響し、どんな作物であったのか、農事史に詳しい方にご教示戴ければ有難いと思っ

ている。
猶、この統計値は広島城下のものであるが、広島地方気象台の

発表される気象情報は、広島県を北部と南部に分け、南部を福山地区と広島・呉地区に分けておられるので、概況として同じ県南西部を念頭に、この項は書いたものであることを断わって置く。

以上

暦・時刻について

八田 哲彦

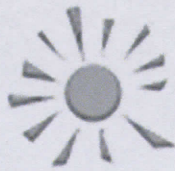
一、日本の暦の略歴

日本の記録に始めて「暦」の字が現れたのは、六世紀中頃で、この頃、百済を通して中国宋時代の「元嘉暦」が輸入されたようです。但し、その確実な導入の記録としては持統四年(AD690)の勅令が最初とされています。

その後、儀鳳暦・大衍暦・五紀暦が移入されましたが、次の宣明暦はAD862~AD1684の長期間使われ続けました。

江戸時代になり、八百年続いた暦も日食等の予報が外れる様になり、初の大和暦、貞享暦が作られました。以後宝暦暦・寛政暦を経て現在一般に旧暦と言われるものの元となる天保暦へ、そして明治六年の現行太陽暦への改暦となります。

天保暦(1844)にはそれ以前の暦と比べ二十四節気の計算を恒気法(一年を日数で等分する)から定気法(一年を太陽の視黄経で15度ずつに等分する)に、時間の表記を定時法から不定時法に、と二つの大きな変更が有りました。これにより天体運行の実測と合致し民間の時間感覚と合わせようとしたが、反って時間計算や閏の置き方の煩雑さを招き、改悪との評価もあるようです。



二、旧暦の作り

視黄経とか不定時法など使うと語句説明や計算が複雑になるばかりなので、簡略に暦の作りを見てみましょう。

① 月の始まり

月の始めは太陽と月の視黄経が等しい時刻、つまり簡単に言えば太陽と月が同方向にある新月の時を「朔」と言い、その朔のある日を「朔日」「一日(ついたち)」とします。

② 月の大小

朔から朔までの期間を朔望月と言い、平均して 29.53059 日です。1ヶ月が 29.53 日では不便なので、暦では 29日(小の月)と 30日(大の月)の何れかになります。

③ 二十四節気

天保暦では黄道上に春分点を 0度として 15度毎に点を取り、そこを太陽が通過する時刻を計算し、その時間を含む日を決め、二十四節気を決めます。(定気法)

春	立春	正月節	315度	夏	立夏	四月節	045度				
雨水	正月中気	330度	小満	四月中気	060度	啓蟄	二月中気	345度	芒種	五月中気	075度
春分	二月中気	000度	夏至	五月中気	090度	清明	三月中気	015度	小暑	六月中気	105度
穀雨	三月中気	030度	大暑	六月中気	120度						

秋

立秋 七月節 135度 冬 立冬 十月節 225度

処暑 七月中気 150度 小雪 十月中気 240度

白露 八月節 165度 大雪 十一月中気 255度

秋分 八月中気 180度 冬至 十一月中気 270度

寒露 九月節 195度 小寒 十二月節 285度

霜降 九月中気 210度 大寒 十二月中気 300度

(恒気法では約 15.22 日毎に時間を取り、その含む日を節気とします)

④ 月名

さて、この二十四節気は「節」と「中気」「(気)」「(中)とも言う)が交互にあり、「節」は季節を分け「中気」は月の名を定めるとされています。つまり、前の表の正月中気・二月中気など「〇月中気」を含む月を「〇月」とするのが原則です。

⑤ 閏月

朔望月は 29.53 日ですから、1年は 354 日余りとなります。実際の1年は 365.2422 日ですから十日余り日数が不足します。そこで約3年に一度「閏月」を設けてずれを補正します。「閏月」は原則として月内に「中気」を含まない月とします。

どういう訳かと言うと。「中気」は年に 12 回あり、その間隔を等間隔(注1)として約 365.25 日を 12 で割ると約 30.44 日。平均朔望月周期は 29.53 日だから、「中気」の間隔の方が 1 日弱長く、33~34ヶ月に一度は朔から朔の間に一度も「中気」の無いこ

とがおこります。その「中気」の無い一月を「閏月」とします。「閏月」には「中気」を含まず、前項原則による「月名」が決まらないので、直前の月名に「閏」を付けてその月名とします。つまり約3年に一度13ヶ月の年があり、この年は1年が384日前後となります。

(注1) 恒気法の等間隔とした方が基本的考え方のおよその感じが掴めると思いますが、しかし天保暦とそれを引きずる旧暦は②・③の定気法を取っており、地球軌道が真円でない等の理由から二十四節気が等間隔とならず、「中気」を含まない暦月が全て閏月とはなりません。夏・冬至、春・秋分は十一・二・五・八月とし、閏としない等、置閏法も複雑です。

三、日本の時刻の歴史

本題に入る前に2つの時間概念をあげて置きます。

(定時法) 1日を等分し、季節により時間の長さが変わらない、

現代の一般的な時間法。

(不定時法) 夜明けと日暮れで1日を昼夜に分ち、それぞれ

を等分する時間法。昼夜で時間の長さが違い、季節により時間の長さが変わるが、時計も無く自然に合わせた生活の中で、当たり前のものとして受け入れられていました。

① 古代

AD660 中大兄皇子が漏刻を作り、天智天皇となって十年の四月二五日(この?) 漏刻を新台に据えて鐘鼓を鳴らし初めて時を告げたとあります。太陽暦に直すとAD671年六月十日となり、大正九年この日を「時の記念日」と決めました。

漏刻とは水時計のことで、数段に分かれた水をサイホンで繋ぎ、最下段の壺に浮かべた箭の目盛で時間を計ります。水位の変化は一定ですので、この時代は定時法との説がありますが、箭を季節・昼夜に合わせ使い分けていたとの不定時法説も有り、判然としません。ともかく、古代、時間の管理は王権の一つであり、平安時代の「延喜式」からも、陰陽寮に専門の学者や時守など置いて時を管理させ、朝夕宮城の門の開閉をさせたり鐘や鼓で時を知らせたりした様子が窺えます。

都はそれで良いとして地方ではどうなのでしょう。時刻の記録も有る事から、地方でも時間を把握していたようです。日時計・香時計などで時間を計り、寺の鐘などで知らせたのでしょうか。少々の狂いはあっても、問題は無かったのでしょうか。

② 中世

さて中世、侍の世になると、朝廷中心の時間支配は瓦解、ローカル時間制に移行しました。室町時代の頃に後述の、主に不定時法で用いる、数字による時間の呼称が用いられるようになったようです。こうしたことから、この混乱の時代に定時法から不定時法に移行したとの古代定時法説を採る人の説も有ります。

③ 近世・江戸時代

そしてよく分からぬまま話は近世に飛びます。機械式時計はAD1551年に初めてフランシスコザビエルから大内氏に贈られました。以後数々の改良によって江戸時代初期には不定時法に合った和時計も開発されましたが、まだ大名・大商人等でないと買えない高価な物でした。江戸時代には暦や天文の専門家の間のみ定時法が用いられ、世間一般では不定時法が用いられました。

時間測定は相変わらず日時計や字香盤(香時計)等が主流であったと思われませんが、時計で時間を計って時鐘を打つ所も段々多くなりました。しかしまだ何分精度が悪く、やはり土圭(時計)役や天文方により調整・修正し続ける必要がありました。城下や大都市では時の鐘や太鼓が各地に整備され、寺院の梵鐘でも時を知らせることで市民・地方農民の間にまで時間秩序が広がって行きました。

四、時間・時刻の表し方(定時法)

解り易いと思いますので先ず定時法として見て行きます。

① 十二支による時刻の呼び方

漢字の文化が日本に入った古代から時刻を十二支で表していました。今の2時間を「一辰刻(しんこく)」として、真夜中の「子」を基点に「丑」「寅」・・・「亥」と配しました。

江戸時代の時刻

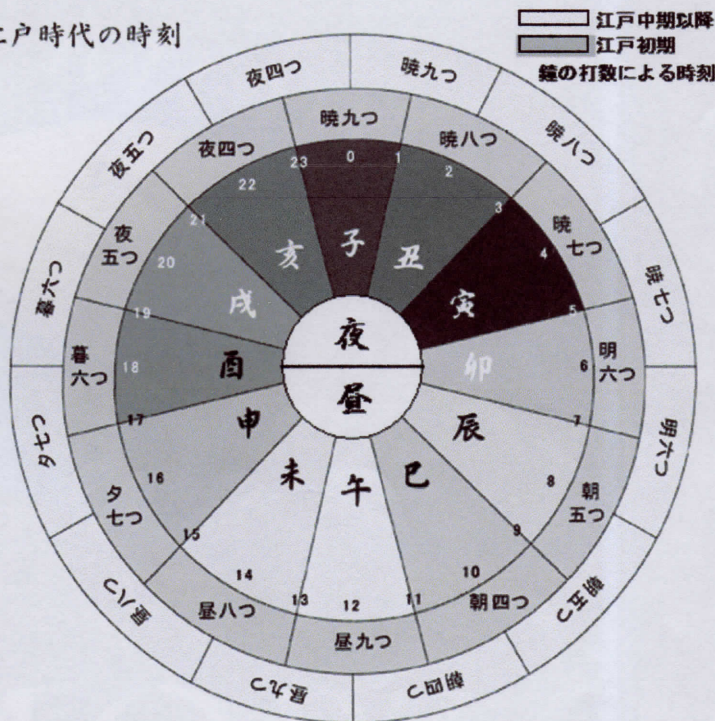


表1

http://www008.upp.so-net.ne.jp/koyama_h/sirabetakoto/mojiban.html の図

表2

子			
23	0	1	
正刻			
上刻		下刻	
一	二	三	四
初刻 二刻 三刻 四刻			

(表1)からも分かるように「子」は現代の時刻にして23時、1時を表します。1時を「子」は現代の時刻にして23時、1時を表します。1時を「子」は現代の時刻にして23時、1時を表します。1時を「子」は現代の時刻にして23時、1時を表します。

刻・二刻・三刻・四刻」（子一つ・二つ・三つ・四つとも）と言いました。

そして「子」の始まる時刻（今の23時）を「子の初刻」、正中時（今の0時）を「子の正（中）刻」とか「正子」と言います。

② 数字による時刻の呼び方

時刻を知らせる為、「正子」に9回、「正丑」に8回……「正巳」に4回、「正午」に又9回に戻り「正未」に8回……「正亥」に4回、鐘や太鼓を鳴らしました（注2）。この回数から「子」は「九つ」、「丑」は「八つ」と（表1）の様に九つ・八つ・七つ・六つ・五つ・四つを2度繰り返す時間の呼称（注3）は出来ました。

でも、この儘では同じ刻が日に2度あることになります。そこで現代の午前・午後のように区別する語を頭に付けました。それが（表1）にある「曉」「明」「朝」「昼」「夕」「暮」「夜」の語です。（「宵五つ」「夜九つ」「夜八つ」の呼び方も見られます。）

勿論こちらにも時間を細分する言い方が有り、慣用的には2等分して「曉九つ半」「曉八つ半」……等「半」を間に入れました。

始めの内は（表1）の外側から2番目のように「曉九つ〓子〓23時〓1時」「曉八つ〓丑〓1時〓3時」……と十二支の時間に対応していましたが、時鐘は正刻に打たれるので、次第にその時鐘からその「とき」が始まると考えられるようになりました。したがって、江戸も中期以降になると（表1）の最外側のように十二支の時刻より半刻後ろへずらして考えられるようになりました。

即ち「曉九つ〓正子」「曉九つ半〓丑の初刻」「曉八つ〓正丑」……と正刻・初刻を表すようになったと考えられます。

（注2）平安の頃は十二の刻を太鼓で、その下の時刻を鐘で知らせたとか、江戸よりは初刻で打ったとか色々な記録がありますがよく分かりません。時代は下がって江戸時代の時鐘は、先ず正刻前に捨て鐘（太鼓）を3回撞き（現時報のプツップツのプツップツに当たります）、暫くおいてからその時刻の回数を撞いていました。

（注3）何故この様な不自然な並び方を取ったのでしょうか。先の延喜式に太鼓の打数として九八七六五四の記述が有るそうですから、起源は相当古いと思われる。陰陽道での最高に目出度い数字「九」を基点に、以下9×2〓18、9×3〓27……9×6〓54の数を決めたが、その数太鼓を打つ訳にもいかず、十の位を省いたとの説が有力です。

【余談】もつと細かい時刻の必要な分野、暦や天文では定時法を用いました。一日を百等分し単位を「刻」とし、その下を「分（フ）」とする時法もあったようです。又、一般的な十二支や数字で表す時法でも、「一刻（とき）（120分）」を前出の「刻」と、区別する為「一辰刻」と言うようですが、その「一辰刻」を10等分して「分」と称し、「曉九時七分」等と表しました。「二分」は今の12分（ブン）です。さらに又、（表2）の一刻（30分）を10等分し「分」とすることもありますが、この「二分」は今の3分（ブン）です。

五、時間・時刻の表し方（不定時法）

天文暦法等の他は、公儀から庶民まで全て不定時法をもちいま

したので、前項の時刻を不定時法に直さなければいけません。

① 時刻の基準

不定時法では、先ず昼夜に分ける夜明けと日暮れの時間を「明六つ」「暮六つ」としました。その基準は、明け方自分の手が見えるようになる時間とか、星が消えていく時間、薄明の始まる時間などと曖昧なものでした。夕方はその反対です。

寛政暦（1798）で太陽の俯角が水平面下7度21分40秒にある時と決められ明確になりました。これは季節により数分変動しますが、日の出の約36分前と日の入りの約36分後に当りません。

② 時間、時刻を決める

定時法の時間を用いて、右基準により先ず「明六つ」「暮六つ」の時刻を決め、その「暮六つ」の時刻から「明六つ」の時刻を引くことで「昼の時間」を、その反対で「夜の時間」をそれぞれ求めます。

次に「昼の時間」「夜の時間」をそれぞれ6等分して「昼の一刻」「夜の一刻」を求めます。「明六つ」から「昼の一刻」の時間毎に「朝五つ」：「昼九つ」：「夕四つ」と時刻を決め、又「暮六つ」

から「夜の一刻」の時間毎に「夜五つ」：「暁九つ」：「暁四つ」と時刻を決めます。

③ 時刻を使う（目盛や機械を工夫する）

これで不定時法に直りました。しかし「明六つ」「暮六つ」の時刻は30日毎日変ります。毎日機械時計を調節したり水時計・香時計・蠟燭時計等の目盛や長さを替えたりするのは面倒で堪りません。

そこで24の節気ごとに時間を調整する事をしていたようです。つまり、目盛等を厳密には24種類用意して節気毎に取り替えるのです。実際には、夏至・冬至を除いて途中の22節気は似たものを使うことにして11種類、合わせて13種類、等と言う具合に簡略化していたようです。

④ 更点法

もう一つ、不定時法に基づく夜間専用の「更点法」と言うものが有ります。夜間、つまり日暮れ（暮六つ）から夜明け（明六つ）の間を五等分して一更（初更）～五更とし、さらに一更を五等分して一点、二点、と数えます。

六、村上家乗における暦・時刻の考察

● 正月元旦の頭書に「兄方」が毎年記してあります。これは4種類しか有りません。（兄は兄弟（陽陰）の兄を表す）

十干が 甲・巳の年||寅卯の間(東北東)

乙・庚の年||申酉の間(西南西)

丙・辛の年||巳午の間(南南東)

丁・壬の年||亥子の間(北北東)

戊・癸の年||巳午の間(南南東)の4種類です。

● 次に頭書の二十四節気の時刻を見ると、「昼九時四分」・「朝五時七歩」・「暁九時六分」等々となっています。前頁の【余談】に書いた「一辰刻」を10等分した時法のようなのです。

当時の各節気の時刻を新暦年月日・時間でプリントアウトし定時法・不定時法で計算して比べて見ました。近畿地方での不定時法時刻に凡そ合っているようでした。当時の暦は幕府天文方が編暦しましたが、基準は京都改暦所を通る子午線だった様で、京都時間ではないかと思えます。しかしあくまで推測です。

尚村上家の暦は伊勢暦で、毎年十二月中頃、「伊勢御師。如例御祓太麻・来歴贈越」と出て来ます。

二十四節気の外には、雑節(節分・八十八夜・入梅など)も頭書に記されています。

● 数字による時の表記は(表1)の外縁のように半刻後ろにずれて考えられだしてから初刻・正刻を表し、時刻的感覚で用いられた事はほぼ確実で、家乗でもそうでしょう。

十二支表記ではどうでしょう。出退時間等、大概「辰鼓」「未鼓」

と太鼓を打つ時間、つまり正刻を連想させる表示になっています。

「申時」等は元々時間帯を表しますが、「申鼓後」等の表現は時刻でないと思えますので、少なくとも「〇鼓」は時刻です。十二支表記も時刻的感覚になっていたのかもしれませんが。

● 彦右衛門は慶応三年二月末に懐中時計を買っています。「洋製世紺度付之時規」で、文字盤は現在の物同様と思われます。

その後十月末から翌月末頃まで長崎に出張しています。その頃から今の時計と同じ時刻で記すことが多くなります。

只その場合「十二字八点」等と「字」「点・分・歩」を単位として以前の不定時法の時刻と区別しているようです。(後には「時」が混用されるので、状況・前後の関連、「暁」「夕」等の字で時計の時刻かどうか判断する必要があります。)「点・分・歩」の単位は慶応四年末までに十数度出てきます。其迄「八時前」「十時頃」としか書かなかつたのに「八字二点」とか「十二字八歩」です。しかし九以上の点・歩は出てきません。機械が正確だったとも思えないし、そこまで細かい時間に拘ったとも思えないので、「点」は五分ごとの点を示すのではないでしょう。

● 家乗の中の勤務・生活・交際等の時間等も調べようと思いましたが、時間？が有りませんでした。少しだけ取り上げ、あとは

次の機会にと思えます。

先ず勤務時間については、度々「例時出勤、夕〇鼓後退」と出てきます。通常は已鼓出勤未鼓退勤ですが、六月頃から八月頃にかけて、辰鼓出勤午鼓退勤の今で言うサマータイムとなります。始期は小暑前後、終期は秋分前後ですが、一定していません。期間も年によりまちまちです。武士は三日に一日出勤の楽な商売と一般に言われますが、彦右衛門さんは平均月20日位出勤で、休日も御機嫌伺に出たり、召し出されたりと、純粋な休日は少なく、結構忙しい方だったようです。

尚、公休は、年末年始（十二月廿七日～一月五日）（慶応3年は四日）・五節句・御盆（七月十三日～十五日）・八朔・祭礼（九月廿八九日）ですが、盆・祭を除いて、挨拶回り・御機嫌伺・御祝詞に…と、全くの休みではありません。それでも役所は休みなので実質半休といったところでしょうか。

次に時間表現を見てみます。

先ずは朝、「味爽勝登被来」たぶん日の出前と思うのに訪問客があるのですね。「〇〇廟祥月、早晨祭祀」祭祀は早朝が基本のようです。「朝素読所へ出」「朝乗馬」「朝剣術稽古」出」「朝西向寺へ参詣」等、寺参りや稽古事には朝行く事が多く、其の俣出勤することもあります。朝食はその前と言う事でしょうか？昼・夕飯は出てきますが、朝飯の記述はありません。尤も昼夕共「何時飯を食う」とはでてきませんので、食事時間は全く不明です。

昼は午時のみ、未鼓から暮れ六つ迄は「夕」と記されます。

暗くなると夜、「夜慈君辻」御出被成「夜中家小森岡へ参」等、女性・子供が社参や親戚へ行く時間は夜が意外に多い事に気が付きます。夜は薄明後ですから、何かその時代なりの理由があり、又他方当時の治安の良さを表していると思います。それにしても彼女等の外出・外（親類）泊・帰寧のなんと多いことか。今より余程自由な気がします。

「堀尾妹今晚岡島へ引越婚姻相整・・・」等、慶応一年～三年に3例。輿入れ・祝言は一般では夜行なわれたようです。

「辻保馬、夜九時葬式・・・」他元治元年～慶応四年に17例、2例を除く外は全て夜間、中でも子刻の葬式が多い事が目につきました。

祭礼・冠婚葬祭等は他のレポート（河内・高岡）に詳しい。

七、おわりに

家乗を読んでいて先ず疑問に思ったのは、二十四節気の次に書いてある時刻でした。「江戸時代なのに何時何分?」…そこで暦や時刻について調べてみようかとあちこちとHPや辞書を渡り歩きました。調べていると、どんどん泥沼にはまって行きます。黄道・白道・自転周期・公転周期・楕円軌道・歳差…、よく昔の人が計算したものだと思います。参考にしたHPや辞書により各説各様、頭の中は混線状態です。自身の理解の為に纏めては見ましたが、

間違いだらけだと思います。お気付きのことがあればお教え頂ければ幸いです。

参考ホームページは

http://www.geocities.jp/afi_651/japantime3.html

<http://koyomi.vis.ne.jp/directjp.cgi?http://koyomi.vis.ne.jp>

<http://www.geocities.co.jp/Playtown/6757/edojikan01.html>

<http://www6.vis.ne.jp/~aichan/edo/nagaya/kihei/jikoku.html>

<http://www.tsm.toyama.toyama.jp/curators/room/edo/ji-edo.htm>

<http://homepage2.nifty.com/fusehime/no54.htm>

<http://www.ndl.go.jp/>

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%99%82%E6%B3%95>

<http://ammo.jp/monthly/0211/>

等々です。

平成十八年一月（二十年七月短縮）



《付録》

電信も無い時代、全国の時間を統一することは不可能。そうであれば経緯度の関係で時刻に地方差が生れるのは必然です。鐘の音を打ち継ぐ位の差は当時許容範囲でしょうが、余り広範囲ではズレが大きくなり実用を外れます。誰が管理したのか知りませんが、大きな町等を中心にした地方時刻が有ったのではないでしょうか。

明治六年に太陽暦を採用し、一日を二十四時間に区切る定時法となった後も、各都市間には時差がありました。（函館3分41秒 東加・東京0分0秒・京都16分16秒西減…等）（広島は約28分30秒位力？） 標準時が制度化されたのは明治十九年で、電
信や鉄道の発展・延伸が影響したものと思われま

江戸時代、広島城下の時刻の基準がどの地点にあったのか分かりませんので、広島城の経緯度での不定時法の時刻を今の時刻に直したものを計算してみました。付け置きます。計算の都合で一〜二分動かしたり、季節による薄明時間の長短は無視したりしたので正確ではありません（誤差5分以内?）。「これぐらいの時間だったのか」位の軽い気持ちで見てください。

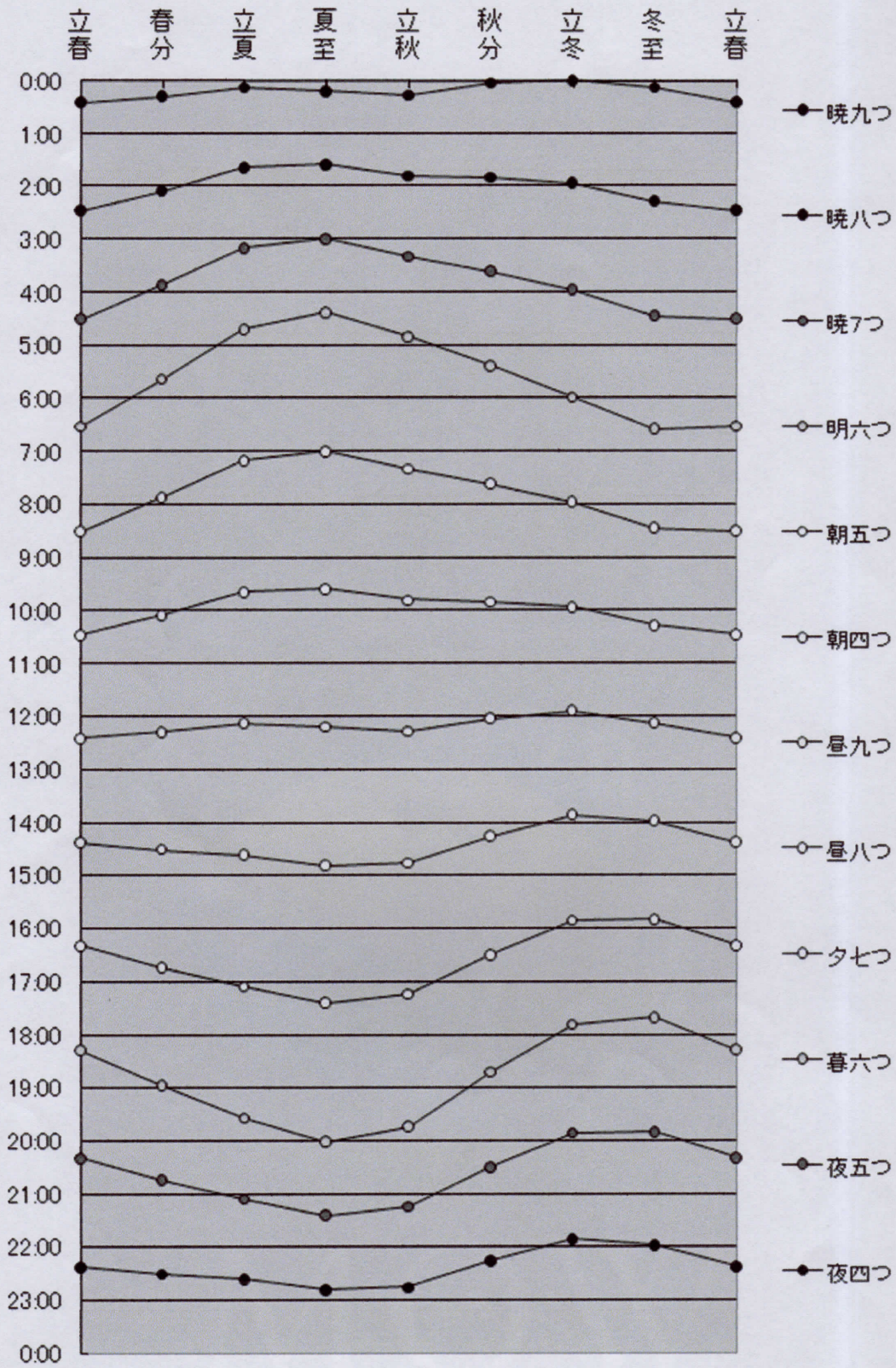
江戸時代の不定時法と現代時刻との対照表

(八節の日の広島に於ける時刻)

	立春	春分	立夏	夏至	立秋	秋分	立冬	冬至	立春
	時:分	時:分	時:分	時:分	時:分	時:分	時:分	時:分	時:分
暁九つ	0:25	0:18	0:08	0:12	0:17	0:03	23:54	0:08	0:25
暁八つ	2:27	2:05	1:39	1:35	1:48	1:50	1:56	2:17	2:27
暁七つ	4:30	3:51	3:10	2:59	3:19	3:36	3:57	4:26	4:30
明六つ	6:32	5:38	4:41	4:22	4:50	5:23	5:59	6:35	6:32
朝五つ	8:30	7:51	7:10	6:59	7:19	7:36	7:57	8:26	8:30
朝四つ	10:27	10:05	9:39	9:35	9:48	9:50	9:56	10:17	10:27
昼九つ	12:25	12:18	12:08	12:12	12:17	12:03	11:54	12:08	12:25
昼八つ	14:23	14:31	14:37	14:49	14:46	14:16	13:52	13:59	14:23
夕七つ	16:20	16:45	17:06	17:25	17:15	16:30	15:51	15:50	16:20
暮六つ	18:18	18:58	19:35	20:02	19:44	18:43	17:49	17:41	18:18
夜五つ	20:20	20:45	21:06	21:25	21:15	20:30	19:51	19:50	20:20
夜四つ	22:23	22:31	22:37	22:49	22:46	22:16	21:52	21:59	22:23

注：私製に付、決して正確ではありません。

江戸時代 広島の時刻



村上家乗何でも鑑定団!

八田 哲彦

今回の会場は県立文書館会議室。会場の周りは既に長蛇の列……早速いってみよう、何でも鑑定団 in 村上家乗。……と云う訳で、村上彦右衛門所持の武器を中心に、当時の値段を見てみよう。

1. 刀剣

安政四年八月一六日の事である。

・江戸本阿弥光円、讃州高松侯へ御呼寄帰かけ厳島へ社参致候由 ● □ 当所へ参り、先達 □ 以来四丁目辺 ● 逗留罷在候由、依 □ 今日御腰物類数々鑑定被仰付候 ● 付、折柄予指料も六腰、長束茂兵衛へ頼鑑定を乞、……

と云うことで、彦右衛門も鑑定を頼み、当日一応の鑑定を得、十九日「下げ札」を認めてもらっている。

・今日も本阿弥へ御武器方罷越候序有之候故、此間内之刀類へ不残下ケ札を為認呉候様長束茂兵衛・三宅内外へ頼置候処、夫々相整夕方内外。差越呉る也、左之通

祐定刀 正真ト相見申候 金拾五枚代付可申候

無銘中 濃州「岩巻」ト相見申候 金五枚代付可申候

無銘スリ上刀 豊州統景ト相見申候 金拾枚代付可申候

無銘中 濃州兼道ト相見申候 金五枚代付可申候

無銘刀 伯耆守信高ト相見申候 金七枚代付可申候

無銘中 越前正則ト相見申候 金参枚五両代付可申候
無銘スリ上刀 越前兼植ト相見申候 金拾枚代付可申候
右下ケ札調料、一 ● 付金壹朱宛之由、折紙調料、式拾枚迄金壹分、三拾五枚迄同式分、五拾枚。壹両壹歩、百枚。式両式歩。申様之割合之由也、（金一枚 大判十両のことか？）

尚、十六日は主家の刀剣の鑑定が主目的であったのだが、

・一通り之鑑定而已、料物等、不受、折紙下札等を請候得、極金之多少 ● 応し銀数之定メ有之、謝義を取候由也、今日鑑定被仰付候内 ● □ も、則重之御脇指・貞宗之御短刀、希代之御道具、極メ、式百五拾枚以上之折紙付候趣申、殊之外称美致し候由也、右光円、当時江戸本阿弥家の内 ● □ も三人衆、唱候鑑定上手之老人之由、誠 ● 感心之物、茂兵衛も申居候也、当然と言えは当然だが、主家には良い物があつたようである。

2. 槍

安政四年四月五日宝蔵院流の十文字槍（値段不明）を買う。

（それ以前の正月三日、当時所持の槍を盗まれると云う珍事があつた。幸い、てんやわんやの未出では来たが、当時彼は正式な外出には供連に槍持を加えねばならず、さぞ困つたことであらうことは想像に難くない。）この件については角保・下寺両氏の記す「正月鍵盗難事件」に詳しいのでそちらに任す。

3. 銃砲

元治二年（慶応元年）五月十五日、元治元年十月国友に注文したカービンとピストルが出来てきた。どちらも前装式単発銃と思われる。火縄銃とも思えぬが、撃発方式は不明。

頭書・十五日、

一可刺別印（カラヘイン）銃砲挺 但馬上砲也 代八両

（外三ツ股玉取火門 鑄形添）

一費斯答兒（ピストール）銃砲挺 但着腰砲也 代式両壹分式朱

（玉目式刃、目当付鑄形添）

本文・去年十月片岡弘■頼、江州国友■申付置候鉄砲式挺相調、此度草野実弥致持参候由●□一夜弘〆差越、立派●出来致ス也、

その後、慶応二年八月十四日ライフルの払い下げ物を買う。

頭書・一元込船上銃 一挺

右洋名くウエルスオンライフル■云、矢張ミニエーケベルを

元込●作たる也、英国出来之銃也

本文・舶来之元込筒四十挺此度御買入●相成、内三十挺御用

●相成、残十挺く御家来中懇望之輩へ御下ケ被下候事●相成

候●付、予も一挺願候□買入也、価三十金、差寄上之御取替

也、

この名前の銃は資料に出てこない。前装管打式ミニエーライフル

銃を元込めに作り直した物で英国製の同様の物としては、スナイドル銃・ウットオース銃等が挙げられる。

慶応二年十一月廿二日、ピストルを買っている。S & Wセカンドモデル（32口径金属式薬莖の6連発リボルバー）と推定できる。

・渡辺雅登世話●□二番模之六形費斯答兒銃一挺買入ル、価十七金也、一昨年江州国友●□為調候費斯答兒く一発也、當時六発大流行●□、要器故大金を抛買入候也、・奥田政次郎へ兼□頼置候下地之分費斯答兒革袋調候由●□持参しくれる也、

又、慶応四年四月十三日

「其方儀当役成已来多年家政向手厚申談、殊更近頃之形勢●至候□く一方致尽力候段令満足候、就□く賞誉之心付も候得共、莫大之御減石且無抛費用も相嵩候折柄難任所存、聊其験まで●在合之小銃一挺、肴一種遣之、猶遂永勤候様可致候」との趣意で、

一短スヘンセル 一挺 但馬上銃也

彈丸 二百五十二 但早盒雷管仕附也

と、スペンサーカービンを拝領、同時に

一長スヘンセル 一挺 但歩兵銃劍付也

附属之品 背負革 一ツ

胴乱 一ツ 但負革・帶革添

三ツ股 一ツ 洗掃具 一ツ

劍袋 一ツ 弾丸 三百五十

右代金四拾五兩銀●シテ三貫式百四拾匁

と、集議所払い下げのスペンサー銃を買受け、郡役所にて受け取り

・： 今日く如何之良日ニや、高金之名器二挺一度二家二入候く不思議之至也

と喜んでいる。これらはレバーアクション式7連発銃である。少し前までは火縄銃の時代だったのである。事を考えると、村上家中だけを見ても、銃の幕末期におけるモデルチェンジの速さを見てとれる。たった三年の内に、である。

4. 兜等

文久四年六月廿七日の記。御武具方備品と交換したものが修復できて帰ってきた。

頭書・廿七日

一兜 一頭 銘早乙女家長 但四十二間星盔、鍔五枚

一類当 一 黒塗・掛、緘同上、毛引 盔、眉庇地鏽、鍔黒塗、緘紺糸素掛

右両品大破物 御払直段金貳両壹歩

予持参之分差出直段 金貳両貳歩

本文・下地持来之頭形兜并猿類共御武具■差出、修覆之分く

御武具○御払●出を予申受候也、蓋御武具之御払く悉皆手入

物、予か持来く其儘手不入●御用●立候故右之通引替●□申受候也、夫故兜・類当共御払之分く品宜候也、

鎧についての記事はないが、これまで身につける機会もなかったであろう鎧兜に、時代ゆえ皆の関心が向いたと云うことか。

4. 時計

慶応三年（明治元年）二月卅日懐中時計を購入

・洋製世紺度（セコンド）付之時規（トケイ）一箇を求、高価物●候得共、当時軍用必須之器、且勤仕之身前大●有益之物故捐資□求之、アンクルト云分●□上品●入候時規也、

時規^{世紺度付}アンクル一箇

価金十両貳分ト銀拾九匁三分四厘也

これ以後長崎へ武器買付に派遣されたりするが、○字（時）○点（分）等の表記が少なからず家乗に見られるようになる。

ざっと今まで見た中ではこの位かと思う。書画骨董・家財等は見た当たらなかった。刀匠や刀の解説はきりが無いし、素人の私の手に負えるものでもない。銃その他の解説も、以前の各氏レポートや、西村講師の資料に詳しいので省くことにした。また、現在の値段にして何円とか、今どのくらいの価値があるかも調べていない。：そんな訳で品名と当時の値段のみの拾い集め記事。こりゃー我楽多記事ですな！値段は付きません。ではまた来週？